

地方行政委員會議錄第五十七號

昭和二十九年五月八日(土曜日)
午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長	中井 一夫君
理事加藤	精三君
理事灘尾	弘吉君
理事鈴木	幹雄君
理事門司	亮君
	理事佐藤
	親弘君
	重延君
	力弥君
	理事吉田
	西村

欠として横路節雄君が議長の指名で
委員に選任された。

今日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二一號)
警察法の施行に伴う関係法令の整理
に関する法律案(内閣提出第三二二號)

○中井委員長　これより会議を開きます。

警察法に關する二法案を議題として、質疑を行います。本日の逐条質疑は第四章都道府県警察、すなわち第三十六條より第六十條までであります。床次徳二君。

○**兩次委員**　すでに質疑があつたと懸
 いまするが、ちよつと簡單にお尋ねい
 たしたい。第十六条の第二項「警察庁
 の所掌事務について、都道府県警察を
 指揮監督する。」という字句につきま
 しては、本来指揮監督し得べきものは、

第五条にありますことく、きわめて限定された事項だけでありますが、この規定で見ると、警察庁の所掌事務全體について指揮監督ができるかのように誤解があると思うのです。この問題は、管区の警察局につきましても同様に同じ字句が書いてありますので、指揮監督の範囲が非常に広く見えるのでありますが、この指揮監督というのは、第五条に定められたところのうのは、第五条に定められたところの指揮監督とは多少違う意味において解すべきものではないかと思うのです。この点をお伺いしたい。

指押監督は、第五條の二項の各号に掲げておきますものについて指押監督
ような条文の形になつたわけでござい
ます。

と云は第一号の諸制度の企画及び調査
の二項の各号の中にございませうかと
思ふものと伴わないものと、この内容
自体においてあるわけでございます。た
ゞ、この犯罪に關しまして、今日當
ゆる密輸の犯罪が少くないと思つた
と云ふ點、同時に輸出入に關するい
やうな、いわゆる麻薬の犯罪が非常
に多くなつて來てゐる、最近の犯罪
の趨勢を考へて、この二項の各号の
中にございませうかと思ふものと

とか、国の予算に關することゝあるいは十一号、十二号のごときは指揮監督は當然に伴わないのでございませう。従いましてその他の第三号、第四号——第五号は皇宮警察だけでありますから当然脱けるのであります。それから六号ないし十号の統轄事項については、その統轄の範圍内で指揮監督ができることに相なりますが、この項目を越えて指揮監督するということはないのでございます。昨日もさような御質問がございました、その点はこの法案の中では明瞭ではない。少くとも第五条第二項各号に掲げるものについてのみ指揮監督ができるということは認めるが、第五条の二項各号の中にも指揮監督の伴わないものがあつたといふことを考へて上野原二一君の意見はいかに

か。これはどうも取締りが徹底しないのではないか。特に麻薬のごときものではなかつたらしく、往々にして地方のいい問題ではなかつたりと云ふものに非常に弊害が助長される。一見いたしますると小さい犯罪のようにありますが、社会風教その他全般から見まして、それが大きな原因になつておるのであります。これを現在いかように処置せられておるか。また國警対いわゆる自治體との關係におきましていかように拂つてもらえるか。なお今後の場合、ただいまお答えになりました広い意味での指揮監督という立場において、これに対していかように処置されようかと考へてみるか、伺いたいのであります。

でございます。これは自治警、国警及び税関の間に緊密な連絡をとりながらやっておりますのでございしますが、今度

の警察法になりましたと、少くとも府県が一本の運営になりますから、府県内の数多い自治体警察と国家地方警察との間の連絡は、一本になる結果当然非常によくなつて参ると考えます。府県間の連絡、ことに今御指摘になりました地方の利害に関係する場合も密輸入が除去されることが相当多くなるだろう、かように考えております。府県間の連絡、そういうような面におきまして、必要に應じましてこの第十二号の調整というよりなことで、中央からの連絡ということではまかなつて行けるのではないであらうか、特に指揮監督というものを法律上持ち出してやりませう。でも、この府県間の連絡と調整によつてまかない得るもの、府県一本になつてという事柄とこの連絡調整というもので十分やつて行けるのではないだろうか、かように考えております。もしこれを権限をもつて指揮監督するといふことになりましたと、だん／＼と範圍が広くなりまして、かえつてそのためにもた無用の不安を國民に起させるといふ心配もございますので、新しい條

の点は、今回の政府の改正案におきましては若干その委員たる資格の制限を撤廃しておられるのであります。しかし依然として「警察又は檢察の職務を行ふ職業的公務員の前歴のない者」というふうな制限があるのであります。まして、警察的知識を持たない者だけを対象としておられるように見えるのであります。これでは警察本部長が義務を執行いたしますのに、警察という義務と一般的な教養というものとを調和に對してはたして十分かどうか。警

警察本部長が非常によければ、公安委員会と言ふことをよく取入れてだん／＼とりつばな人物になるだろうと思ふのであります。が、本部長自体にだけそれを望むといふことはなかく困難ではないか。委員会自体といたしまして、当然警察的な立場において考えると同時に、一體的教養、視野の面から見まして警察事務を行うべきではないかと思ふのであります。この点は委員の前歴というものに対してもう少し警察的、専門的知識を理解し得る者があつてもよろしいのではないか。具体

的に申しますならば、かつて警察あるいは檢察の事務に従事しておりました者にありまして、相当期間がたつておりまして、その身分が現在の警察事務の執行に対して不当なる影響を与えない限度に達した者に対しては、これを委員として採用いたしました。さしつかえない、場合によりましなれば、かかる専門的な立場の委員があることの方が委員会としての機能がよいのではないかということが考えられるのであります。他の例をもつて申し上げますならば、たとえば教育委員会に

般に現在警察官につきましての福利厚生施設というものがどういふふうになつておるか、その現状をひとつ御説明を願ひたいのであります。

○柴田達政府委員 第一号の警視正以上の階級にある警察官の人件費の縮小をこれは開らかにしたのでございませうが、これは七月以降の分だけで二十九年度予算は計上いたしておりますのが一億三千四百万円——第一号は二十九年度予算におきましては九箇月分として一億三千四百万円で、これを平年額、一年分に直しますと一億八千七百

万円というふうに御承知を願いたいと思ひます。

共済組合と福利厚生のことにつきまして、他の政府委員からお答えいたします。

○石井(警)政府委員 共済組合関係につきましては、私からお答えいたします。国家公務員共済組合法によりまして、現在警察関係の共済組合が一つの単位になつて、警察全般が国警といわず自警といわず、またかつて警察の中に消防も含まれておりました当時の警察共済組合というものがそのまま今日存続いたしております。各府県にそれ／＼支部があります。また大都市の消防の組織があります。また大都市のそれ／＼消防の支部もあるわけであり

ます。かつての警察時代の警察共済組合というものがそのままの姿で今日に及んでおります。従ひまして現在共済組合の組合員は約十六万になつております。共済組合の事業といひますか、組合員に対してどういふ福利厚生の給付があるかという点につきましては、組合法にいわれております。そのすべてをそれ／＼やつておるわけでございます。たとえば保険給付、退職給付、療養給付、災害給付、いろ／＼法律にきめられておりますが、そうしたそれぞれの事項をすべて福利厚生として実施をいたしておる状態でありまして、

今日までの私の共済組合の実施の状況は、おかげさまでまことにきわめて健全な運営がなされておりました。黒字財政でございますか、きわめて健全な財政状況でございます。組合員に対する福利厚生の面にも相当の金額が支出されまして、組合員の福利厚生の面につきましては、かなり実績が上つ

ておるような状況であります。

○北山委員 そうしますとこの第一号の経費のうちで、国庫支弁をするものは「警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与」については全部、それから共済組合とかあるのは公務災害補償に要する経費については全部ではないかと思ひますが、どの程度に都道府県に対して国庫支弁をするといふのであるか、その基準をお示しを願ひたいのであります。

○柴田(達)政府委員 それは「警視正以上の階級にある警察官」それがし以上の階級にある警察官、それがし以上の「経費」までかかるわけでありまして、警視正以上の階級にある警察官の給与に関する経費、こういうふうな意味でございます。従ひまして給与も共済組合負担金も公務災害補償に要する経費も、警視正以上の警察官は国家公務員といふことになつておりますので、要するに国家公務員である警察官についてはその人件費は国庫が支弁する、こういうこととあります。

○北山委員 では次に第二号でございますが「警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費」この学校以外の教養施設といふものは現在どういふものがあるか、また将来どういふものを予想しているか、これをできるだけ具体的ににお答えを願ひます。

○柴田(達)政府委員 第二号の警察学校における教育訓練に要する経費、これは警察教養の中で、この法律案にございます各種の警察学校がございまして、これに関する経費、教育訓練の経費だけは国庫が支弁する、それ以外の経費につきましては、三十七条の二項によりまして府県が負担するといふよ

うに仕訳をしたわけでありまして、警察学校における教育訓練は、警察教養施設の維持管理自身を国が統轄してやるという建前になつておりますので、その学校の中心におきますところの教育訓練もすべて一括して国庫が支弁するこ

とが適當であろう、かように考えたわけでございます。その残りを一般教養と申しておりますが、一般教養と申しますのは、普通の場合におきましては、それ／＼の警察官が勤務の状況において、その勤務を通じて教養を受けるといふか、ところでございまして、もちろんその中には臨時の講習会というやうなものをやるというやうな場合もあるわけでございますが、学校といふまとまつた、法律で定まつた学校に正規の学生生徒として入校いたしましたし

て、所定の教養課程について所定の期間教育訓練を受ける経費といふのは国庫で支弁をいたしますが、それ以外に研究会をやりますか、講習会をやりますとか、あるいは教養のために臨時に人を集めて資料を配るといふたやうな関係につきましては、これは地方々々で相当ユニークな方法をとる場合が實際は多いと思ひますので、府県の責任においてそれは負担をするという方が適當であらうと思ひまして、仕訳をしたわけでありまして、警察学校以外の施設といたしましては、全部にあるわけではございませんが、将来の問題として、かりにただ講習会場のやうなものをつくりましますか、そういうやうなものをつくりますれば、それは入るわけでございますけれども、現在のところ警察学校以外には、それほどまとまつた教養の施設はないのでございます。

○北山委員 そうすると第二号の警察

教養施設等につきまして、都道府県警察の都道府県で負担する分の総経費は幾らであるか、そのうち国庫支弁のものが幾らであるか、その金額をひとつお示しを願ひたい。

○柴田(達)政府委員 お尋ねの中の広

い意味の警察教養全部についての経費が幾らになるかといふことにつきましては、一般教養の部分につきましては、府県が支弁することになりますので、はつきりした数字を今つかんでおらないわけでございます。国庫が支弁する二号そのものに当る経費は、二十九年度予算におきまして八億七千二百萬、これは九箇月分でございますので、一年分に改めますと九億三千八百萬、か

やうに相なるわけでありまして、なお各号に当ります経費は順次お尋ねがあるかと思ひますので、三十七条関係の一応の二十九年度予算等をめぐりましてこれを一年分に直したものの、それから将来の三万人の整理後のおちついた場合の経費につきましては、一応資料を用意してありますので、お配りさせていただきますと思ひます。

○北山委員 それでは三十七条の各号に属する経費内容につきましては、資料がいただけるやうでありますから、資料をいただいで、それを見て、その上で質疑をいたしたいと思ひますので、ただその前にちよと二、三の点だけを伺つておきます。それは、この教育訓練については学校に派遣するといふ問題があり、その旅費、あるいは教育訓練に派遣する都道府県等におけるいろ／＼な経費があるわけでありま

す。現在でもそういう経費を自治体でも負担している。それについては、一休あとの方の国の方で補助するといふ

分に入るのか、あるいは国庫支弁をするといふ分に入るのか、その点をお答え願ひたい。

それからあわせて次の第三号の通信施設であります。昨日の御説明の中に、都道府県警察の中に通信の出張所といふものを設けるというやうなお話があつたわけでありまして、この出張所といふものは一体どういふものであるか、その出張所といふのは、警察庁の方に属して都道府県警察には属して

いない。ただ都道府県警察の中に間借りをしておる通信部の出張所であるのか、そのお話がありましたから、その点をお答え願ひたいのであります。

○柴田(達)政府委員 警察学校に關連しての経費についてのお尋ねでございますが、警察学校の中におきますところの教育訓練に要する経費、つまり警察学校自体の施設費と庁費、それからその他の事務費、それからその教養課程のために必要な教材、備品、消耗品、あるいは講師を招く場合の謝金、生徒の実務研究旅費、在学中におきま

すところの学生、生徒に対する日額旅費、こまごまのものはいわゆる警察学校における教育訓練に要する経費と見まして、国庫支弁にいたしております。先ほどお尋ねがありました警察学校の負担にいたしております。それから警察学校に入学いたしますための往復旅費、これも府県費の負担にいたしておるものであります。但し、この一般教養の経費、それから府県警察学校、各種の警察学校への往復旅費、こういうもののつきましては、第三項における国庫の補助の対象になるわけでありま

○北山委員 そういたしますと、本法第五條の二項の例の第三号、この経費は一体どの程度に見積つてこの第七号の中に入つておるか、その部分についてだけお示しを願ひたいと思ひます。

○柴田(連)政府委員 経費の方といたしましては、ただいま申し上げました警備、警備に要する経費を一括いたしました計上いたしておりますので、事態の内容につきまして、第五條の災害、騒乱、こういうものがそのうちどれくらいの割合を占めているかにつきましては、その中に入つてゐることはもう間違ひないのでありますが、内訳は今ちよつとはつきりいたしておりません。

○北山委員 これは当然のことでございますが、第五條の第二項第三号に要する経費といふものは、金額国庫で支弁するのが当然だと思つてございまして、そういうような建前でおるかどうかが、従つてそういうような事態というものは初めから予測ができませんからして、ある場合には相当な経費をこの予算以上に食う場合があるわけでありまして、そういうような場合には、その経費の見積りの中ではどういふふうにかつこれを経理される予定であるか、それをあわせてお伺ひしておきます。

○齋藤(昇)政府委員 第五條第二項第三号の経費は金額国庫費負担だ、かやうに御承知を願ひたいと思ひます。これは不時の出費が非常に多いわけでありまして、さやうな場合には、多くは予備費、あるいは予算の補正というこゝになる場合が多いと思ひます。

○北山委員 次は第八号でございまして「國の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費」これはただい

ま資料をいたしまして、この「國の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪」といふものをここに列挙されておるわけでありまして、この内容をまだ十分検討する時間がございますが、内乱、外患、国交、騒擾、これに準ずべき事犯というふうなことは当然であります。

が、その他たとえば國の所有または使用する財産または施設等に関する重要な事犯であるとか、学校、交通、通信、言論機關、重要施設に対する放火等の破壊的な事犯であるとか、いろいろとたくさんある事項が列挙されてございまして、こういうものについてこの費用を国庫支弁として出されるというふうな趣旨はどこにあるか、その趣旨をお尋ねをいたしたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 こういつたような費用は、本来ならばあるいは当該自治体の府県で支弁すべきであるか、わがかりませんが、しかしこういつた施設があるためにそういつた犯罪が起る、あるいは当該府県としてはさやうに痛痒を感じないけれども、國としては非常に痛痒を感じる、そういうものに對しては府県としては費用が出しがたい。現在の町村の自治体警察におかれまして、こゝにいつたような費用はできるだけ国庫負担にしてみたい、あるいは補助の道を開いてもらいたい、という声が多に多いのでございまして、かやうな関係からいたしまして、こゝにいつたものはできるだけ府県費の負担でなくて國費の負担にいたすのが筋合ひであらう、かやうに考へてつくつた次第であります。

○北山委員 今申し上げたように、この事項についてはいろいろ雑なものが入つておりますが、國の財産であるとか、あるいは國がやつておる事業に関する犯罪であるとか、そういうような捜査を都道府県警察でやる場合には、これは國の利害に關するものであるから國の方で金を出すのだという趣旨は、ちよつと納得しがたいように思ふのです。というものは、國のものであらうと、地方団体のものであらうと、個人のものであらうと、これは一般の國並びに地方公共団体の警察活動の對象としては平等でなければならぬ。その費用をどういふふう負担するかといふことは、警察の働きなり、事務の配分なり、あるいは財源の配分といふようなことによつてきまつて来なければならぬのであります。その財源なればならぬものが國のものであるから、それを守つてやつたのだから、これは國の方で出してやらなければならぬといふ考へ方は、少し別の考へ方と混淆してゐるのではないかと、これを押し詰めて行けば、個人の財産を守つてもらうのに、その守つてもらう代償として金を出すんだというやうなことにその考へ方は演繹されるというやうに思ふのであります。國家的な事犯といふやうなものの中にあまり項目を入れ過ぎるのじやないか。騒擾であるとか内乱であるとかいふのは、その事犯の態様から見て、國家的なものである、國の公安に關するものである、こゝにいつたやうに考へられますが、それ以外にこの項目の中にあるものについて、たとえば酒税法違反、専売法違反等の事犯といつたやうなものは、何となく一つの利害団体として、國が受益者として金を支払ふといふやうな考へ方がそこに入つてゐると思ふのです。

が、その点どういふお考へか、これで正しいのであるか、お答え願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの御意見も一応ごもつともだと存じます。従つて市町村警察に對して補助を行へないという原則があるのもそれであらうと思ふのであります。さやうな意味で、われわれ政府といたしましては、しばしば御要望に對してさやう答弁いたしておるものであります。この委員會また他の委員會等におきましても強い御要望がございまして、またその御要望も一面ただいま私が申し上げるやうに、まことにさやうな理由もございまして、この費用負担区分をさつきりいたします際に、できるだけさやうな御要望にこたへ、またこの御要望にもただいま私が申し上げますやうなことが非常にあるわけでございますから、今日すでに東京警視庁に對して補助金を出せるというわけ、こゝにいつた考へ方が入つておるわけでありまして、あの際もこの思想を全自治体警察に及ぼしてもらいたいという御希望はたしかこの委員會でもあつたのでございまして、さやうな趣旨でこれを立法化したしたのであります。

○北山委員 補助金という場合と國が國費で支弁するといふ場合とは違ふと思ふのでございまして。またかりに當委員會でさやういふような希望があつたにしましても、それは現在の府県なりあるいは市町村自治体警察の側で財源的な余裕がないといふやうな関係から自然に出た声であつて、本来ならばやはりその警察機能が十分活動できるやうな財源を別な形で國有の財源として与えるという方が正しいのじやないか、こゝにいつたやうな趣旨から、各項目たくさんある事犯について、これに關連する経費をこの第八号でもつて國庫で支弁するといふやうな御説明でありまして、さやういふと、一体その國庫の支弁といふものはどの程度に支弁されるのであるか。非常にたくさんある項目がございまして、これに關係する経費といふやうなことも、これは實際に全部やるとすればなかに大したものになると思ふのですが、どの程度におやりになるのであるか。あるいはまた最近ちよつと新聞等にもありますやうに、總理大臣が大體に御出張になると、警視庁の警備官が行つておるといふやうなことでございまして、さやういふやうな経費はやはり現在でも國の方から出しておるのであるか、將來はどうなるのであるか。要するにこの八号の内容として列挙されておるこの経費について、どの程度に國庫支弁されるのであるか、それを伺ひたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 八号に該当いたしたい、かやうに考へておる次第であります。

○北山委員 もちろんこれは當然のこととてございまして、この経費を金額支弁するといふことは、この前の第五條の二項とは關係がないのだ、要するに金を出してやるから、それだけこの金はあつて、それだけ使ふといふやうな指揮監督権がそれに伴うといふのではなく、これは単にいろいろの意味で、第五條第二項第三号の部分もありまして、それ以外の、先ほど來お話のあつ

か、こゝにいつたやうな趣旨から、まゝ現実にはさやういふやうな趣旨から、各項目たくさんある事犯について、これに關連する経費をこの第八号でもつて國庫で支弁するといふやうな御説明でありまして、さやういふと、一体その國庫の支弁といふものはどの程度に支弁されるのであるか。非常にたくさんある項目がございまして、これに關係する経費といふやうなことも、これは實際に全部やるとすればなかに大したものになると思ふのですが、どの程度におやりになるのであるか。あるいはまた最近ちよつと新聞等にもありますやうに、總理大臣が大體に御出張になると、警視庁の警備官が行つておるといふやうなことでございまして、さやういふやうな経費はやはり現在でも國の方から出しておるのであるか、將來はどうなるのであるか。要するにこの八号の内容として列挙されておるこの経費について、どの程度に國庫支弁されるのであるか、それを伺ひたいのであります。

○齋藤(昇)政府委員 八号に該当いたしたい、かやうに考へておる次第であります。

○北山委員 もちろんこれは當然のこととてございまして、この経費を金額支弁するといふことは、この前の第五條の二項とは關係がないのだ、要するに金を出してやるから、それだけこの金はあつて、それだけ使ふといふやうな指揮監督権がそれに伴うといふのではなく、これは単にいろいろの意味で、第五條第二項第三号の部分もありまして、それ以外の、先ほど來お話のあつ

○齋藤(昇)政府委員 さようにお考え
いたしたいと存じます。これ以外に、他の法令で公安委員
会の権限というものがもし付与される
ならば、それも考えていただきたい。
○西村(力)委員 ちよつと関連。私の
は三十七条でございますが、人件費、
旅費、そういうものは純粋費でやると
いうのですか。そうすると警視正以上
は国家公務員の旅費規程でやり、あと
のものは地方の旅費規程でやると、そ
こに差ができる。どうしても地方の旅
費規程はうんと低いということにな
る。そういうものに対して感情的とい
うかそこに開隙が出ないか。あるいは
またこの前もちよつとお尋ねしたので
ございますが、国家公務員には年末手
当のプラスアルファがついてあとの連
中にはつかない。こういう同じ警察の
中で、警察は上司の、すなわち府県の
本部長であるとか、そういう人々を信
頼して、そうして警察の運営が行われ
なければならぬのに、直接の経済的
な問題においてそこに非常に差ができ
る。上厚下薄の現象ができる。こうい
うことになるわけなんです。そういう
場合にそのまゝ見のがして行くのか、
それとも何か便法を講ぜられるか、そ
ういう点についてお尋ねをしたい、こ
れが第一点。

次は、先ほどの北山君からの質問に
対して、いろいろ／＼国庫補助とか、あ
るいは国庫支弁とか、そういうもので聞
に合ひ、こういうお話でございますが
が、これは直接にこの予算を組む責任
に当つておる府県知事の大方の意向を
聞いての御答弁か、あるいは単にこう
いう計画であるからそれは不足しな
い、こういう言い方であるか、いずれ
であるか、その二点について御答弁を
願いたい。

○齋藤(昇)政府委員 国家公務員と地
方公務員との間に給与の相違が自然に
若干できることはやむを得ないと考え
ておるのであります。以前の警察にお
きまして、国の給与にかかると地方の
給与にかかるとの両方の職員が
あつたわけでございますが、そのた
めにさしたる支障は生じなかつたと考
えておるのでございます。給与全体か
ら申しますならば、やはり地方公務
員の給与の方が比較的調度であらう、
かように思うのであります。上が給
与が厚くてこれを恨むというような御
心配はないと考えます。

それから今度の予算の策定につきま
しては、今日の国家地方警察で使つて
おりました予算、それから地方自治警
察で使つておりました予算、これを勘案
いたしまして、これで大体まかなえ
る、こういう考えを持つたのでござい
ます。知事の御意見は直接には聞いて
おりませんが、これをもちつて一応実施
して行きたいと考えておるのでありま
す。

○西村(力)委員 従来そういうことが
あつてもさしたる支障はなかつたとい
うことでございしますが、それはやはり
警察の指揮系統というか、それが厳と
しておりました、抗抵干犯の措置ある
べからずというあの考え方がとられて
おる、日本の封建時代からの考え方
は、親方は何して子方は何してという
あんなつまらない歌がある、そういう
考え方が貫いておる。実際あなたはそ
う言いますけれども、日本の府県とい
うものを平均を引いてみると、平均以
下に行く県が非常に多い、平均以上

行くのは六県しかないというような現
状である。それであるから国家公務員
よりも地方公務員が給与面において有
利になつておるといふようなことは絶
対に言えない。しかもそうではないばか
りじやなくて、地方においては俸給の
遅配ということもばつ／＼起きてお
る。警察官に限り俸給は十分にやると
いつても、他の公務員一般との均衡が
とれないために、そこに県の全体の運
営というのに対して支障を来す、こ
ういふことになるので、その点は認識
が非常に不足ではないかと思われる。

また今予算面において不足を来さない
と言いますけれども、私の聞いた知事
さん方の話では、これはやはり不足す
る、こういうことを私は聞いておるの
で、一概にそういうふうに言つて
も、それは実際そう言うだけのことで
あるのじやないかと思われるのです。

やはりどうしても府県の方よりは国家
公務員が低いことから、上厚下薄など
ということはできない、こういうよう
なぐあいに思われるかどうか、御答弁
をほしいのですが、この点は私の見解
の相違を申し上げておくだけで、答弁
を求めないで終わりたいと思ひます。

○北山委員 第三十六条、第三十七条
はいろいろ問題がありますが、大体以
上で終りました、次に府県の公安委員
会についてちよつとお伺ひしますが、
この前、きのうでございしましたか、府
県の公安委員会は警察庁長官の指揮監
督を受けるけれども、しかし府県の公
安委員会に対しては警察庁長官は上司
ではない、こういうような御説明であ
つたわけでありますが、それはどうい
うふうな根拠でそういうことを言われ
るのであるか。普通であれば、職務上

の指揮監督のもとにあるものにとつて
は、その指揮監督権のあるものが上
司、そういうふうな上司という意味を
考えておるわけでありますが、上司で
ないというのはどういふふうな根拠で
あるか。それをお伺ひしたいと思ひま
す。

○齋藤(昇)政府委員 上司と申します
のは、一つの組織内における上下の
関係を下から見て上司、かようにに使
つておるのだと御念いたしておるので
あります。前の制度で、たとえば知事
が市町村長を指揮監督しておりました
た、あるいは懲戒罷免権も持つており
ましたが、しかし市町村長から見れば知
事が上司という御念ではやつぱりござ
いません。同一組織内の上下関係、か
ように了解をいたしておるのでありま
す。

○北山委員 次に都道府県公安委員の
給与のことでありますが、これは報酬
なりあるいは実費弁償をもらう。現在
でもそうであり、また将来でもそうで
あらうと思うのですが、一体現在ほど
の程度に報酬を公安委員に対して出し
ておるか、あるいは将来も現在と同じ
程度で考えておるか。それをお答え願
ひます。

○齋藤(昇)政府委員 現在府県によつ
て非常に相違をいたしておりますが
が、大体一万円ないし三万円の範囲か
と考えております。将来もこれについ
ては中央で基準を設けるといふ考えは
持つておりません。

○北山委員 次にこの委員会の仕事の
やり方でございしますが、やはりこれも
合議制の機関であると思ふのでありま
すが、国家公安委員会の方とは違つて、
会議に関する規定がないようでありま
す。この公安委員会の運営はどういう
ふうなやつて行くのであるか、会はや
はり多数決というふうなやり方でやつ
て行くのであるか。その点についてお
答えを願ひます。

○齋藤(昇)政府委員 これは四十五条
によりまして、公安委員会がその運営
の規定を設けることになつております
るが、多数決であることは、会議体で
ありますから申し上げるまでもござい
ません。

○北山委員 この点は厳密に考えると
案外問題だと思ふのであります。国家
公安委員会の方は委員が五人である、
とつちは三人だといふようなことから
して、むしろ国家公安委員会のやり方
とは違ふような、一つの協議機関のよ
うな形でやつておるのではないかと思
うのですが、現在では一体どういふ
うに都道府県の公安委員会の運営がな
されておるか。おそろく現在でも、運
営に關して必要な事項は公安委員会が
きめておるのだらうと思ふのですが、
現在ではどういふふうなやつておるの
ですか。

○齋藤(昇)政府委員 先般国家公安委
員会の運営規程をお示しいたしました
が、あれはほとんど似寄つた規定を各
都道府県でそれ／＼設けて運営をいた
しております。

○北山委員 これは国家公安委員会
も同じであります。都道府県の公安
委員会でも、実は現在の運営のやり方
といふものがよくわからないのであり
ます。ただ諸規程なりあるいは非常に
簡単な會議録をもちつただけでは、一
番大事な公安委員会の運営がどうい
うふうになされておるか、あるいは将
来なされるであらうかという点がはつき

りしない。従つて、これは当委員会としても当初から問題になつておつた点でございますが、国家公安委員、あるいは委員長でもいいのですが、都道府県の公安委員というようなたちをここに参考人として来ていただいて、その実情をべん聞く機会を持ちたい、また持たなければならぬと私は思うのでありますが、ひとつこの点は委員長にお願いして、あとで理事会等で御処理をしていただきたい。これは一つの懸案であつて、実行されてない点でありますから、特にお願いをいたしておきます。

次に第五十条「警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。私どもは、警察庁長官は国家公安委員会の管理のもとにある、こういうふうな考へておるのであります。ところがこの文句を見ると、警察庁長官は国家公安委員会とは全然別個なものであつて、その意見を聞いて、警察本部長を任免する、こう書いてある。まことに解せない体裁でございます。長官が国家公安委員会の承認を得てとか、そういうような文句ならばまだしもわかるのでありますが、その管理のもとにある長官が、その上級の管理機関である国家公安委員会の意見を聞いて任免するということは、法文の形から見ても納得の行かない条項でございますが、これについて説明をお願いいたします。

公安委員会の管理のもとに長官が責任をもつて権限を行使するのであるから、従つてそれが任命権者は長官の方がよからう、かような意味で長官といふたのでございませう。さうでありますから、その場合に公安委員会、たとえば承認を得てとか、あるいは同意を得てということでありますならば、これは公安委員会に移した方がよろしいのでございませう。さうな意味から長官に持たせた、しかも長官がただ黙つてやるといふのではなく、公安委員会の意見をよく聞いてやるといふ趣旨でございませう。

○北山委員 前へもどるようでございますが、この警察法では、警察庁長官の任免、あるいは警視總監の任免という点が一問題になると思つて、第四十九条「警視總監は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する」とあります。それから警察庁長官についても同様であります。一体どうして内閣総理大臣が都の、いわゆる地方の警察官まで任免しなければならぬか、これは再々御答弁の中にある警察の民主的な保障というものとむしろ逆行するやうな、内閣総理大臣に巨大な権限を与えておるのではないかと思ふのでありますが、どうしてこれが絶対に必要なものであるかといふことをはつきりとお答えを願ひたい。

ありましたように、この任免権を持つておりましても、国家公安委員会の意見を聞かなければなりませんし、また日常の仕事は、警視總監ならば都の公安委員会の管理下にあるわけでありますから、任免権を通じて政府の意図のようになつて動かされるということ、これは不可能なことではございませうが、都の治安という国の治安に密着する重要な警察のポストでございませうから、その人事管理につきましても、政府として直接責任を負ふやうにしようといふ趣旨でございませう。

○北山委員 警視總監は、都の公安委員会の管理のもとで都の警察をやるわけでありませう。従つて人事管理について内閣総理大臣が責任を負ふといふことは、すなわちその都の警察の仕事についても責任を負ふといふことにならなくてはならぬので、むしろ内閣総理大臣が警視總監の人事権を持つことによつて都の警察に影響を及ぼすといふことを当然予想しておるのじやないかと思ふのですが、その点はいかがでしようか。

か。どうもお話のようでありませう、総理大臣がやれば行つたに行くの、さういふふうな聞えるのであります。が、特に内閣総理大臣がやれば、偉い人がやるのだから行つたに行くの、さういふ意味合いであるか、それをお伺ひしたいと思ふのです。

○齋藤(昇)政府委員 それはつづにやれる、やれぬといふこともさることながら、それよりは、むしろさういふ人をそのまゝポストにつけておくことと可否といふことについて政府が直接責任を負う、こういう趣旨でございませう。

○北山委員 そうすると、政府が警察についての責任を負うには、やはり人事権を持つていなければいかぬといふことになつて、何でもかでも人事権を持つておれば責任を負ふといふ、持つていなければ責任を負ふないといふふうな聞えるのでありますが、私どもは、どうもそのりくつが納得できない。特に警視總監を総理大臣が——建前からいへば都の公安委員会がやるべきものを、みづから政府がやるということ自体が、いわゆる自治体警察といふものの趣旨をもうすでに侵食してゐると思ふのであります。

〔佐藤(親)委員長代理退席、委員長着席〕
内閣総理大臣というものは、この警察法の初めにも所轄とあります通り、いわゆる非常に広い意味で警察あるいは治安の最終的な責任を負うといふのであつて、人事権だとか、さういふものを持つたなければ責任を負えないといふ趣旨ではないと思ふのであります。わざわざ都の公安委員会からこの権限を奪つておいて、さうして総理大臣みづからやるというやうな意味合いがどうもはつきりしないのであります。もう一ぺんひとつお答えを願ひたい。

いうのがただかつこうだけである。自治体警察という体裁をつけるために条例で定める事項としてあるだけであつて、実際その内容的には政令で縛つておる。こういうようなことは都道府県の自主立法権というものを過度に制約するものであつて、むしろ条例で定める、いわゆる自治体の立法ではなくて、法律なり命令なり、国のそういう法令のもとで委任されておる事項を規定するにとどまるというふうなことであつて、この自治体警察であるという趣旨が明らかでない、そういうふうな思われるのでありますが、一体この警察法の各所に見える条例で決定する事項のほかに、自主的に都道府県が警察に關して条例で定める場合があるのかどうか、あるとすればそれはどういふ場合であるか、それをお答え願いたい。

○齋藤(昇)政府委員 第四十七条の第四項の条例の基準を政令で定めます理由は、警察本部の内部組織が各府県非常にばら／＼であつてはお互いに不便なこともあり、一府その基準をきめるといふことでございまして、もちろんこれには警視正以上を配置する必要もあり、そういう基礎を政令で示すわけであり、ただこれをもちつて自治体警察の自治体たるゆえんを奪うものではなからうと思つております。現在の自治法におきまして、たとえば府県の各内部の組織は、これを法律で書いてあることは御承知の通りであります。

次にここに条例で定めると規定してないものについて、何か条例で定め得るものがあるかどうかというお尋ねであります、これは組織法でござい

ますから、大体組織に關してきめなければならぬという点は、ほとんど法律に条例で定めるとそれ／＼書いてございまして、組織につきましては、ここに書いてある条例以外の条例で定めるような事項はなからう、ほとんどここに書かれておる条例で盡きる、かように考えております。

○北山委員 組織については、ほとんどここに網羅されておるというお答えであります。確かに五十六条の地方警察職員の定員につきましても「条例で定める」但し「この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従ふなければならない」と書いてあります。また第五十二條では「警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従ひ、条例で定める」と書いてある。それから第五十五條も「その任用、給与勤務時間その他の勤務条件、服務及び公務災害補償に關しては、やはり三十四條第一項に規定する職員の例を基準として条例または人事委員会規則で定めるといふことになつておつて、自主的に定めるものは何もない。ただ条例でやるといふ形式であつて、都道府県の議会としては、そこにはほとんど自由裁量の余地がないといふふうな考えられまして、この点については、少くともこの都道府県警察というものは自治体警察という性格がほとんどないといふふうな考えられるわけであり、ところからたゞいまのお話であります、なるほど組織法であるから、ほとんど網羅されておる。それでは警察の執行なり活動に關しては、条例で定め得るか、そういうものが一体どういふ範圍にあるか、それを

ひとつお示し願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 活動につきましては、これは他の法令で制限せられておらない以上は、先般からとき／＼引用しておられます、地方自治体は地方公共の云々というあれによりまして、条例がつくれるわけであり、たとえば公安条例であるとか、あるいは騒音取締り条例であるとか、売春取締り条例であるとか、そういうふうなものとはそれ／＼つくれるわけであり、行政条例の一部であつて、直接に警察とは關係がないのではないかと申すのです。そういうこととてやなくて、警察官なり、そういうものの活動について、第五條第二項の第十一号「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關する」と書いてあります。だからそういうことに關しては、都道府県は条例で自主的に定め得る、そう考へてよろしうございませうか。

○北山委員 ただいまのお話は一般の行政条例の一部であつて、直接に警察とは關係がないのではないかと申すの官なり、そういうものの活動について、第五條第二項の第十一号「警察職員の任用、勤務及び活動の基準に關する」と書いてあります。だからそういうことに關しては、都道府県は条例で自主的に定め得る、そう考へてよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 前々から申しておりますように、警察の事務は都道府県の事務といふことにいたしましたわけであり、したが、しかし国の治安という事柄とも相當深い關係を持します、必要最小限度において法律で規定し、あるいは条例で設けます場合にも、必要に応じて基準を示す、かようにいたしておるのであります、見方によりましては、条例といふものは与えておるけれども、その条例で伸縮し得る幅はきつめて狭いじやないかとおっしゃいます、その幅は狭いわけであり、状況に應じて条例を定めることができないわけであり、自主性を全然失つてしまつたとは言えないと思つてあります。

○委員長退席、西村(力)委員長代行

○北山委員 自主立法といひますか、自治権といひますか、これは私どもの了解する範圍では、ただいまのお話のやうなものでなくて、やはり自主的にその内容がある程度にはきめ得るものでなければならぬと思ふのです。ただいまの御答弁であります、結局、都道府県が条例を定め得るやうな組織に對しても、執行活動については、都道府県が条例を定め得るやうな余地はほとんどないのだといふふうな解してよいのか、もしそういうふうな解するならば、そういう範圍におきましては、ほとんど政令の基準に従うといふこととてございませう、都道府県の自主性が、従つて自治体警察であるといふ性格はその範圍ではほとんどないのだ、こう考へてよろしうございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 前々から申しておりますように、警察の事務は都道府県の事務といふことにいたしましたわけであり、したが、しかし国の治安という事柄とも相當深い關係を持します、必要最小限度において法律で規定し、あるいは条例で設けます場合にも、必要に応じて基準を示す、かようにいたしておるのであります、見方によりましては、条例といふものは与えておるけれども、その条例で伸縮し得る幅はきつめて狭いじやないかとおっしゃいます、その幅は狭いわけであり、状況に應じて条例を定めることができないわけであり、自主性を全然失つてしまつたとは言えないと思つてあります。

○委員長退席、西村(力)委員長代行

○北山委員 自主立法といひますか、自治権といひますか、これは私どもの了解する範圍では、ただいまのお話のやうなものでなくて、やはり自主的にその内容がある程度にはきめ得るものでなければならぬと思ふのです。ただいまの御答弁であります、結局、都道府県が条例を定め得るやうな組織に對しても、執行活動については、都道府県が条例を定め得るやうな余地はほとんどないのだといふふうな解してよいのか、もしそういうふうな解するならば、そういう範圍におきましては、ほとんど政令の基準に従うといふこととてございませう、都道府県の自主性が、従つて自治体警察であるといふ性格はその範圍ではほとんどないのだ、こう考へてよろしうございませうか。

上、定員一般は条例で定められますが、その中の警察官の定員についてだけ政令の基準に従う。一般職員はもう自由だ。こういうことで二項に書きわけたわけでありませう。ただもう一つお尋ねの五十一條の五項は、これは内容が違ふのでございまして、政令で基準を定めるといふところまで行きませんで、具体的にこれは北海道の方面本部だけの問題でありますので、どこにどういふ方面本部を置くか。そしてその管轄区域をどういふ広さにしよう、幾つに北海道をわけようかという、これは政令の基準ではございませんで、具体的に政令について国家公安委員会の意見を聞いて条例で定めようという、こういうのであります。

○北山委員 まだあちこち疑問の点があるものでありますが、一人でやつてもはかの方に御迷惑でございませうから、一時中止して、あと保留いたしまして、ほかの方にもございましてらやつていただきたいと思います。

○西村(力)委員長代理 北山君の保留を認めて、次に移ります。大石ヨシエ君。

○大石委員 大臣は新米ですから私はお尋ねしませんで、齋藤副警長官にお尋ねしますが、私はわからないところがあります。第三十八條の「都道府県知事の所轄の下に」ということはどういふふうに解釈したらよろしゅうございませうか。私はちよつと京都府の知事さんと意見を異にしております。選挙のときに非常に圧迫されますから、この点齋藤長官にお聞きしたいと思ひます。これはどうでしょう。そういうところまで干渉されると困る。その点を明らかにしたい。

○齋藤(昇)政府委員 これは、都道府県公安委員会というものがどこに所屬しているかと申しますと、知事に所屬しているという趣旨でありまして、公安委員会に対して指揮をせしめたり、命令したりする権限はありません。従いまし選挙などにつきましても、知事が公安委員会を動かしてどうということとはございませんで、御安心をお願いしたいと思います。

○大石委員 しかし現にそういう公安委員会を動かして事をやつておることを私は知つておるのです。この法文は、何とかこれはもつといふように修正を特に皆さんにお願いしたいと思ひます。齋藤さん願ひますよ。(笑聲)

それからもう一つお尋ねせねばならぬことは皇宮警察学校のことで、私はこれをお聞きします。実はきのう皇宮警察には八百九十三人のおまわりさんがおるといふことを聞いて、実は私は唖然とした。今度警察法が通りましたら、齋藤副警長官がいずれ長官におなりであると思ひますから、それで齋藤さん聞いておつてちやうだいよ。そこで私をコミュニストと間違えてどうぞひつばらないようにしていただきたくと思ひますのでございませう。それでこの皇宮警察のことが存在するといふことは、これは時代錯誤もはなはだしいものである。これはあなたはその辺にお考えでございませうか。この点詳細に承りたい。

○齋藤(昇)政府委員 たゞ／＼申しておりますように、皇宮警察学校の前身は皇宮警察練習所でございますが、その当時各府県に警察練習所というものがございまして、府県によりましては

五百名、あるいは六百名しか定員のなところにおきまして、その警察官の教養のために一つの練習所を持つております。これが今日府県の警察学校になつております。練習所という名前を学校という名前にかえまして、教授内容を充実したわけでありませう。さういふわけでありまして、皇宮警察も八百人定員を持つてゐるわけでありませうから、従来からの練習所から引續いて、今日も皇宮警察学校というものが現にあるわけですね。それをそのまま新しい法律においても認めていただいたというところであります。

○大石委員 そりしますと、長官は皇宮警察のいろ／＼な行事や職務を行うときに、どういふ方法でこれを國家公安委員長と御相談になるのございませうか。この点を私は知りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 毎週一日、國家公安委員会の定例会合がございませうから、その会合の際には、私以下關係職員が出席をいたしまして、そこでいろいろ御説明をし、あるいはまたいろいろ御指示を受けるというふうにしていただいております。また急に用ひの起りました際には、それ／＼便宜な方法で会合を願つて御指示を仰いでゐるわけでございます。

特別区と称するのでございませうか、お教へ願ひたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 東京都の特別区と申しますのは自治法上東京都の区をすべて特別区と稱してゐるのでございまして、いわゆる特別区のないところは三多摩地域であります。

○大石委員 そうすると、特別区とは東京都のそういうようなところを特別区と稱するのですか。五大府県は別に入らないのですか。その点をつきり知りたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 特別区と申しますのは、東京都に区が二十三ございませう。品川区とか、千代田区とか、この東京都の区をいふのであります。

○大石委員 それから別の観点でお伺ひしたいのですが、税務官吏の酒、タバコ、アルコール、これは大蔵省關係ですね。それから麻薬取締機關、これは厚生關係。入國審査官、これは法務省。それから森林主事、これは農林省。それから海上保安官、鉄道公安官、これは運輸省ですが、こういう人はピストルを所持しておるのでございませうか。その辺を知りたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 これも中井委員、床次委員にもお答えを申し上げましたが、中井委員と床次委員は違つた所見を持つておられるようでございませう。やはり警察の官制化を防ぐといつた意味からいたしまして、私はこういうたかつて専門家であつた方々は、公安委員の資格から除外しておく方が警察の民主化に役立つものと、かように考えております。それで過去二年、あるいは数年間その職を離れていたといふ

○大石委員 それから第四十七條に「警察庁は特別区」とありますが、この特別区というのは何をさしたものを

りまするし、他の委員の方々からも御同様の意見の御開陳をたび／＼承つておるのでございませう。これらのうちの海上保安官を除きましては、他の行政事務と非常に密接に關係をしながら、いわゆる特別司法警察職員の役割を果しているのございませうので、それらの行政事務との關係をも勘案をいたしまして、当委員会においてもしばしば同様の御意見の御開陳がございませうので、若干時間をおかしをいただきまして、政府内部の全体をいたしまして十分慎重に考慮いたしたい、かように考えておるのでございませう。

者については、もう意味がないからよ
かるうという御意見もごもつともで
ざいますが、考えようによりまします
古い警察の知識で新しい警察を、しか
も公安委員という立場で指導をされま
すことは、場合によりましては、非
常に弊害を生ずるおそれでございます
ので、その点はわれ／＼といたしまし
ては、これはすべて人によることでご
ざいます。原則といたしましては
除外をいたすことが無難である、か
うに考えておるのでございます。

○大石委員 結局私は、これは人間の
問題であると思う。それで警察官をし
ておつた人でも、非常に民主主義的な
新しい考え方を持った人がありますか
ら、そういう人は一人くらい入れてお
いても私はよいと思つておるような考
えですが、私が私に藤藤さんの頭の方
はるかに進んでいらつしやるのに敬意
を表します。

そこで私は今度違う論点からお聞き
したいのですが、法案の第五十五條の
二項の点について、私はお聞きいたし
たいと思つたのです。——第二項の点に
ついて説明を聞きたいと思つたのです。
藤藤さん、わかりましたか。これは警
官の士気を鼓舞し、また恩給その他の
関係がありますから、二項について、
これを聞きたい。

○西村(力)委員長代理 大石さん、答
弁者は柴田総務部長でよろしゅうござ
いますか。

○大石委員 いや藤藤園警長官でなけ
ればあかぬ。(逐条説明は済んだの
だ)と呼ぶ者あり)いらぬことを言
うな。

○柴田(達)政府委員 第五十五條の二項
は、府県警察の職員の中で警視正以上

の者は国家公務員になるわけでありま
す。それを除きました残りの職員、こ
れは十一万人の警察官と一万五千の一
般職員でございますから、約十二万五
千人の大部分の府県警察の警視以下の
職員になるわけでありまして、この職員
は地方公務員でありまして、地方公務
員法の適用を受けるわけでありまして、
地方公務員法によりまして、ここにあ
りますようなその職員の任用でありま
すとか、給与でありまして、勤務時
間その他の勤務条件でありますとか、
服務でありますとか、公務災害補償に
つきましては、それ／＼府県の条例ま
たは人事委員会規則でその詳細をきめ
なければならぬことになつておるの
であります。ただ地方公務員と申しま
すので、警察の勤務の特殊性からい
まして、自由自在にきめてしま
うというわけには行かないものがあるわ
けであります。そういうような事柄に
つきましては、国家公務員であること
の警察官の職員の方にきまりがござ
いますので、そのきまり通りにという
わけには参りませぬのでありまして、
けれども、そのきまりを基準といたし
まして、たとえば一番代表的なもの
は、給与等につきましてもこれを基準
といたしまして、かた／＼各府県の一
般職員との割合の問題でございま
す。か、そういう点を参酌いたしまし
て、各府県が条例で給与をきめる、あ
るいはここに掲げてありますようなほ
かの事柄も、それ／＼府県が国家公務
員の方の例を基準といたしまして、な
おかつ府県の実情に合うようにきめる
ということを規定いたしましたものであ
ります。

○大石委員 そうすると藤藤さんにお
尋ねしますが、自治体警察の有能な幹
部、長年勤続して熟練した職員が退職
の余儀なきに至つたときに、これは非
常に哀れな状態である。これはどうい
うふうにしたら一番よろしいでし
ょうか。そして恩給その他に非常な響
き。これを私は、もしこの法案が通
つたときに、非常に気の毒だと思
う。これは柴田さんでなしに、藤藤さんか
ら……。

○藤藤(昇)政府委員 ただいまの点
は、現在自治体警察におかれて、国家
地方警察の警察官よりも非常に高い俸
給をもらつておられる方が、今度は府
県警察になられた。その場合に、従前
通りの俸給が府県の規定上もらえない
という場合のことだと存じます。その
場合には、なるほどおつしやいますよ
うに当分の間、本俸が現在の給与より
も高くなるまでの間は調整額として
もらいます。これは恩給やあるいは退
職金の基準には算入をされませんの
で、その間におやめになる場合には確
かに損をされるので、まことに気の
毒だと存じます。しかしこの期間はそ
う長い期間ではございせんので、短
かければ二、三年以内、長くても四、
五年、非常に高い俸給をとつておら
れる方でも四、五年ぐらゐの間に追
いつかれると思つてございまして、
できるだけその間に退職をされないよ
うに望んでおるのでございまして、た
が実際問題といたしまして、現在もら
つておられる給与そのままで都道府県
の警察官として引継がれるということ
になりますと非常によろしいのでござ
います。御承知のようにさようにいた

しますと、今日の低い給与をもらつて
おります国家地方警察の職員、及び
小さい自治体警察の職員の方々の給与
をうんと引上げなければならぬ、こ
れは非常な財源を要することござい
ます。今日低い給与をもらつており
ます職員から見ますならば、従前同じ給
与をもらい、同じ勤務をしておつた、
今も勤務の内容はかわらないけれど
も、たゞ／＼大都市に行かれた人は非
常に高い給与をもらつておられるとい
うので、過去数年間低い給与をもらつて
おります諸君から見ますならば、こ
れは非常に羨望の念を持つておるの
でありまして、この給与の相違という
ものをいつかは何らかの方法によつて
ならさなければ、これは警察全体にと
りまして大きな事態が起りはいないか
と思つて憂えておつたのであります。
その給与を均一にする方法と申しま
すのは、大体その中開くくらいに定めま
して、そして引下つたものは、手取りは
下らないが、若干は恩給の基準とか何
とかいう点で二、三年あるいは四、五
年の間は損をされるかもしれせんが、
一方非常に低い給与で数年間甘んじて
おつたという者のあることをも考
えていたで、それはがまんをしていた
だくというところで初めて解決がつく
じやなからうか、これが今度の警察法
案の給与の考え方でございます。

○大石委員 ただいま藤藤さんの御意
見を拝聴いたしました。藤藤さん自身
も非常に気の毒であるというところを
考へになつておる。そうしたらこの法
文の中で何とかそれをうたつてやつた
らどうか、そんな有能な人がそういう
気の毒な目にあうというところは、この
法文ができたためである。これを何と

か直してやらなかつたらかわいそうで
はないか。あなたもかわいそうである
というところを認識なさつておる。しか
らばこの点を、ぜひとも何とか直して
やつていただきたい。これは小坂さん
頼みます。どうですか。私初めて小
坂さんにお願ひするんですが、これは
何とかしてやつていただきたいと思います。
藤藤さんも非常にこの点は気の毒に思
うとただいまここではつきりおつしや
つたのでございまして、小坂さんのお
考えはどうかでございます。あな
たは新米ですから、私はお聞きするの
も非常に遠慮しておりましたが、この
点をどうぞはつきりおつしやつていた
だきたいと思ひます。

○小坂(國)大臣 現在の給与は、中央
と地方において差等があるということ
は一般に御認識をいただいていること
だと思ひます。しかば地方において
給与財源その他すべての財源が調
あるかといひますと、そうでないこ
とも御承知の通りだと思ひます。私
どもといたしましては、どうしたら同
国民全体に奉仕し、あるいは地方民全
体に奉仕するこうした公務員が中央、
地方を問わず、その間の給与の差等
をなくすることができるといふことにつ
きまして、いろいろと心を砕いてお
るつもりでございます。しかしながら現
実にそうしたものがあつた状態でござ
いますので、これを漸を追うて調整いた
して参りたい、こういう気持ちを持
つております。ただいまお述べの警察官
の給与についてあります。なるほど
御指摘のような点につきましては、私
どもといたしまして十分なる配慮を
もちまして、その給与が変動を生じな
いように調整措置を講じております。

○大石委員 いや藤藤園警長官でなけ
ればあかぬ。(逐条説明は済んだの
だ)と呼ぶ者あり)いらぬことを言
うな。

○柴田(達)政府委員 第五十五條の二項
は、府県警察の職員の中で警視正以上

とは、御承知の通りでございます。
○大石委員 私には小坂さんをセントルマンと信じておりますから、うそはお言ひにならないと思ひますので、私は小坂大臣の答弁に非常に満足の意味を表します。

そこで警察局長官にお尋ねしたいのは五十一條の方面本部、これはただいま田中警視總監がやつておられる新撰組と称するものと同じなんですか、その点をちよつとお聞きしたい。
○齋藤(昇)政府委員 この方面本部と申しますのは、北海道だけにある現地の組織でございます、北海道は非常に地域が広うございまして、あれを札幌、釧路、北見、旭川、函館というぐあい五つの地域にわけまして、それぞれにその地域を担当する警察を置いてあるのでございます。今度この制度の改正によりまして、北海道は一つの道の警察になります、その道の警察の下部組織として、五つの地域を依然方面本部として残しておきたい、こういうのが趣旨でございます、特殊な警察という意味は毛頭ございません。

○大石委員 重ねて齋藤さんにお願ひしておきますが、ただいまの警視庁の第一方面何とか、第二方面何とか、あれはいわゆる新撰組でございます。もしこの法案が通りましたあかつきには、あなたが全日本の警察権を持たれるのですから、そういう新撰組とか、警察予備隊とか、そういうくだらぬものをおつくりになつて國民の負担を多くさして、血税を使わないようにしていただきたいということを、私は重ねてあなたにお願ひしたいのでございませうが、どうでございませう。

○齋藤(昇)政府委員 警視庁のようなあゝいう方面隊と申しますか、予備隊を今後もし残して行くかどうかという問題はあろうと思ひますが、これは主として東京府の公安委員会におきめになる事項でございます。御所見の点はよく申し伝えておきたいと思ひます。
○大石委員 それから齋藤さん、あの五月のメーデーに労働者が興奮するといふことは、あゝいう新撰組といふような警察隊がたさくみ出るから、警官と労働者が衝突するわけなんです。この法案が通れば、多分あなたが長官になられることと私は思つておりますが、その際には、どうぞメーデーには警官をあまりたくさん繰出さないようにしていただきたいと思います、どうですか、そう約束してくださいませう、いかがでございませう、お聞きしたい。

○齋藤(昇)政府委員 大衆が興奮いたします、警察官の用い方といふものは非常に大事でございます、ただいま大石委員の御意見の点は、まことにその通りだと存じます。この警察官の運用の仕方につきましては、ただいまの御意見の点を十分念慮に入れまして、今日におきましては、今後十分配慮いたしておきますが、今後十分配慮いたしたいと思ひます。

○西村(力)委員長代理 私ちよつと質問いたしますが、今の大石さんに対する答弁と第五十六條の二というものは、翻して見るように思ひますが、局長官の答弁を求めたい。

○齋藤(昇)政府委員 五十六條の二によりまして、警察官の定員は政令で定める基準により、これは府県の条例で定められるわけでありませう。従つて東京府に何人の警察官を置くかといふこと

とは、東京府の条例で定められるわけでありませう。その警察官をどういう組織にして使うといふのは、これは公安委員会できめませう。さう御承知願ひます。
○西村(力)委員長代理 門司君。
○門司委員 私はきよはよく簡単に少しばかりお聞きしておきたいと思ひます。
これはしばしば聞かれておりますので、念を押す必要はないかと思ひますが、三十六条に來ましたので、三十六条の規定を一応聞いておきたいと思ひますが、この法案全体を通じて、やはり三十六条は大きな問題を投げかけておるのであります。三十六条には、御存じのように「都道府県に、都道府県警察を置く。」「都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二條の責務に任ずる。」「こう書いてあります。このものの考え方ですが、現行警察法には、御存じのように「その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。」「こういうふうに書いてあります。従つて必置部である。いわゆる府県に必ず置かなければならぬといふ自治法から、これを必置部である、こう考えれば、必置部の中にあるいは入るかもしれない。しかしながら問題は、これを都道府県に置くといふ書きつばなしでなくて、やはり現行警察法のように、警察を持つことができるといふことをここにはつきり規定した方が、法の体裁といひ、それから同時に自治警察といふ感じが非常に強く出るのではありませんか、この点、現行法と著しくかけ離れておる理由を一応聞かしていただきたたい。

○齋藤(昇)政府委員 これも門司委員のお休みのときでございましたが、同じ御質問がございまして、ただいまの御意見の通りだと申し上げたのでございませう。いわゆる都道府県警察を維持し、その管轄区域内について、法令の定むるところに従つて第二條の責に任ずる、こういうふうに書いたのと同じこととございまして、なぜそう書かなかつたのか、その方がよかつたのではないかと御意見は、私も同感と申しますのはおかしうございませうが、率直に申し上げてそう書いておいた方が誤解が少なかつたであらう、かように考えております。

○門司委員 この問題はやはり五條に關係を持ち、さらに十七條に關係を持つ一つの大きなポイントだと私は思ふのであります。もし当局にそういうふうな書いた方がよいといふお考えがあるとするならば、やはりこれは自治警察であるといふ議論をこの辺ではつきり表明しておきませんと、しばしば議論をいたしたように、どうも団体委任ではない、どこまでも機關委任のような形がここに現れておると思ひます。この条文をこのまま読めば、だれが考えても、これは機關委任だしか考えない。団体委任とはわれわれには受取りにくいのであります、この議論についてはかなりたくさん行われておりますので、これ以上私は議論することを避けます。

次に問題になつて参りますのは、先ほどからいふ議論のありました三十七條の三項であります。いわゆる「都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範圍内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。」「この規定は、先ほどの警察局長の答弁にもありましたが、これが東京都に現在適用されておるのであります。たしか昭和二十七年かと記憶いたしておりましたが、いわゆる特別区の警察のところに、あとから入れた一つの条項であります。なぜ一体あゝいう規定を入れなければならなかつたかといふことは、東京都の警視庁が、都自身、いわゆる自治体自身の警察事務あるいは警察の仕事といふよりも、むしろ国家的の要案を非常にたくさん含んでおる。従つてこれを単なる自治警察として、その費用を全額都が負担するといふ規定、いわゆる現行警察法の最初の規定のようなわけには参らぬではないかといふようなことが、あの規定を設けさせた一つの大きな原因でありまして、現行法でできておりますあの規定といふものは、東京都の警視庁は、首都警察であるといふ一つの特殊性を持つた警察であるから、あの規定を入れておるのであります。今度の三十七條の三項によりまして、これは全体の都道府県に及ぼそうとする規定になつておるのであります、しかもそれは予算の範圍内といふことで一切これが区切られておる。ここにもかつての連帯支弁法的なものの考え方があつたのではない、いわゆる警察は國家警察であることと間違はない、ただ負担区分の關係から、国と地方がこれが支弁を別々にしてゐるのであるといふ、いわゆる連帯支弁的のものの考え方がここに現れておるのではないかと、私は私に感ずる。先ほどの御答弁による、現行警察法にもあるから、そのときにも、他の府県にも及ぼしたらどうかといふ意見もあつたといふ御答弁を

定は、先ほどの警察局長の答弁にもありましたが、これが東京都に現在適用されておるのであります。たしか昭和二十七年かと記憶いたしておりましたが、いわゆる特別区の警察のところに、あとから入れた一つの条項であります。なぜ一体あゝいう規定を入れなければならなかつたかといふことは、東京都の警視庁が、都自身、いわゆる自治体自身の警察事務あるいは警察の仕事といふよりも、むしろ国家的の要案を非常にたくさん含んでおる。従つてこれを単なる自治警察として、その費用を全額都が負担するといふ規定、いわゆる現行警察法の最初の規定のようなわけには参らぬではないかといふようなことが、あの規定を設けさせた一つの大きな原因でありまして、現行法でできておりますあの規定といふものは、東京都の警視庁は、首都警察であるといふ一つの特殊性を持つた警察であるから、あの規定を入れておるのであります。今度の三十七條の三項によりまして、これは全体の都道府県に及ぼそうとする規定になつておるのであります、しかもそれは予算の範圍内といふことで一切これが区切られておる。ここにもかつての連帯支弁法的なものの考え方があつたのではない、いわゆる警察は國家警察であることと間違はない、ただ負担区分の關係から、国と地方がこれが支弁を別々にしてゐるのであるといふ、いわゆる連帯支弁的のものの考え方がここに現れておるのではないかと、私は私に感ずる。先ほどの御答弁による、現行警察法にもあるから、そのときにも、他の府県にも及ぼしたらどうかといふ意見もあつたといふ御答弁を

のであるということが、ちやんと現行法には書いてある。ところが今度の警察法にはないわけでありますが、それはどういふわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 これはやはり自治法に当然あるわけであります。

○門司委員 自治法にあるから、やはりここにも書いておかないと、法律の完璧を期するには、これは委員の失格条項でありますから、一応自治法のこの規定はここに準用するということをやはり書いておいた方が法律としてはわかりいいので、自治法にリコール制があるから、これもリコールができるのは当然だということは一応言えるのであります。が、法律の建前から行けば、やはりここに一項を加えておいて、そうして自治法の十三条の規定でリコールされることがある、その場合には当然失格するということにやはり規定してもらった方が私はいいのじやないかと考える。

○齋藤(昇)政府委員 立案の際にさような意見を持つておつたのであります。が、法制局で、これは自治法にあるからこちらに書く必要はない、こういうことでこちらには書かなかつたという次第でございます。

○門司委員 それでははつきり、逐条審議でありますからここできまりをつけておきたいと思いますが、往々にして、法は新しい法が優先するとか、いろ／＼なことが問題になつて来て、そしてこういうことからやはり問題を起すと思います。だからこの条項の中には、いわゆる三十九条のこの欠格の条項あるいは罷免の条項の中には、地方自治法の十三条の規定はこれを含むものであるというふうにはつきり解釈

してよろしうございませぬ。

○齋藤(昇)政府委員 御所見の通りであります。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思いますが、四十九条の警視總監の問題であります。警視總監は内閣総理大臣が任命することになっておりますが、一体内閣総理大臣でなければ警視總監が任命できないということになって参りますと、同時にこれに對しましては「国家公安委員会の意見を聞いて」となっております。東京都の公安委員会はただ単に権限を持つておるだけである。これは地方の都道府県の警察隊長は警察庁の長官が任命することになっておる、ここがただ違ふだけでございませぬ。この規定はしばしば議論されておりますように、やはりこの場合、東京都の公安委員会に相談するべきが至当ではないか。いわゆる國家公安委員会に聞くというところは少し不穩當ではないか。それはなぜかといひますと、経費は大体東京都の諸君がこれを支弁しなければなりません。都道府県の隊長の場合は、警察庁の長官が都道府県の公安委員会に意見を聞くことになっておりますから、意見を聞かなければならぬ。ただ任命をすることができるとなっております。こういう面がやはり今度の警察法全体を通じて、一つの大きな費用を負担するものと、それから任命権者との大きな開きである。ことに東京都の警視總監に對して、私は少くとも東京都の公安委員会に相談するということが正しいであり方であるというように考へるのであります。この点はどういふわけですか。

○齋藤(昇)政府委員 警視總監及び都道府県の警察本部長の任免につきましても、地方の公安委員会の意見を聞くことが當然ではないかという御意見でございます。これは一応ごもつともな意見だと存じます。ただ大臣からいへば、都道府県の本部長の任免につきましては、全国的に見ましてつばな人を持つて行くということが最も肝要であるわけにございませぬ。事実上は都道府

県の公安委員会の御意見を十分聞きましても、まづたつて事実上意思を疏通させながら任命をするというところが、田中運上絶対必要な要件でありますから、さういふにいたさなければならぬわけにございませぬ。法制上さういふにいたさずして、もし何かの異論があつた場合に、長くそこに警察本部長が置けないというふうなことになるのも困るのではないかと考へる。かような意味から、法文の上にはこれを表わさなかつたのでございまして、東京の警視庁だけ聞かないというわけではございませぬ。全体の建前としてさうに考へた次第でございませぬ。

○門司委員 これもしばしば議論されておりますから、私あまり長くなりませんので申し上げませんが、やはり費用の分担の關係と土地に何といひまするか、なじんで行くという關係からいへば当該公安委員の意見を當然いれることの方が、この法律がもし自治警察であるとするならば、私はその方が正しいと思ふ。自治警察でなければ私はこれでさしつかえないと思ひます。少くとも自治警察といつては以上は、やはり自治体に任命権を与えるべきである。罷免権だけ与えておいて任命権を与えておらないといふところ、私はこの警察法の官制的といひか、國家警察的色彩が非常に強いのではないかと考へる。

それからもう一つその前の条項にありますが、四十七条の規定であります。警視庁は置くと書いておるが、書きつばなしであつて、都警察及び道府警察の事務をつかさどるといふようになつておりました。名称の問題だけにはあるが、書きつばなしでは、いかにも警視庁といふものは単なる本部の名前であつて、都の警察が別にあるような感じがするものであります。少くともやはり従来の東京の警視庁の歴史といふものはこの際踏襲してもちよつともさしつかえないのではないかと。法文の上に東京都の警察といふ名前よりも、やはり警視庁といふ名前の方がいいんじやないかというように考へるが、この点はどういふものでございませぬか。

○齋藤(昇)政府委員 これは御所見のように、従来の歴史を尊重しまして、警視庁といふのを踏襲したわけでありませぬ。

○門司委員 そういふことになつておりますが、これは単に都警察の本部として警視庁を置く、こういうことが書いてあつて、そしてその次に「警視庁及び道府警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府警察の事務をつかさどる。」というように都という文字を使つております。これはやはり警視庁なから警視庁といふ名前ではないのでないかというように考へますので、もしできれば、これは政令が何かで、東京都の警察は警視庁であるというように警

いた方が都合がいいのではないかと考へられるのであります。

その次は五十三条であります。五十三條にありますが、この学校のことはこの前も聞いたのでありますが、この学校に収容されておりますものは一体警察官であるかどうか、その身分關係をお伺ひします。

○柴田(達)政府委員 警察官でございませぬ。

○門司委員 この学校におりますものが、かりに警察官だといふことになつて参りますと、警察職員は素養あるいは訓練というふうなものが、非常な幼稚なものになりはしないかと考へる。私はここで考へておきたいと思ひます。これは、少くとも警察学校であります以上は、ここである程度の訓練を行い、ある程度教養をしたものの中からさらに再選考をするという建前の方が警察学校にふさわしいように思ひますが、この点はいかがでございませぬか。

○柴田(達)政府委員 先ほどの御尋ねの答へが少し簡単に過ぎましたので御疑念を生じましたかと思ひますが、もう少し詳しく申し上げますと、新任教養のために入るものと、それから現任教養のために入るものとがございませぬので、私は簡単に一口に警察官と申しましたのが、新任教養として入つて来る巡查見習生は、定員上の扱いにつきましても、いわゆる警察官の定員に入りませぬので、巡查見習生として定員外に置かれることになつておるのであります。現任教養のものにつきましても、警察官もございませぬし、それからまた一般職員もこの学校に入れないわけではございませぬので、警察官もおれ

ば、巡查見習生もおれば、一般職員もあるといふことになりませぬ。巡查見習生につきましても、警察官の職權行使の面から申しましても、いわゆる警察官としての刑事訴訟法なり職務執行法なりの職權行使といふものはできない、かような扱いになつております。

○門司委員 私がここで聞いておりますのは、何か問題が少し起つて参りますと、この学校から生徒がたくさん出て来るようなことがしばしばあるように見受けられるのであります。これは警察官といふ身分があれば問題はないのであります。もし身分がないといふことになれば、やはりあまりいいことではないようにわれわれ考へております。従つて身分がどうかといふことを聞いたのですが、さういふ警察学校におりまするいわゆる初任あるいは新任の警察官、見習いの人々が、昔はよく桜の花みたようなものをつけて街頭を歩いておつたのですが、あつたうち運中が警察官の指揮のもとに動いておる。これは警察官の身分がなければこれを動員するわけにはいかぬ、いかにいふではないか、この点はどういふのでございませぬか。

○齋藤(昇)政府委員 これは見習生でありますから、警察官としてのいわゆる職務權限の行使はできないのであります。一般の、たとえば消防の人に出てもらうとか、職務權限の扱い方では、さういふに扱つておるのであります。従つて取調をいたしたりすることはいたさない、こういうことであります。

○門司委員 消防はちよつと違ふと思ひます。消防は消防で、消防組織法に基いて、非常時の場合警察官に協力

できるようにきまつておると思うのであります。そういう記憶を持つておるのですが、これは生徒であつて警察官でないという事になれば、これを引率して外に出て警察の補充に使うという事は実際はどうかと思ふのです。それから身分は一体地方公務員であるのか、どういふ形になつておるのか、この点はつきりしていただきた

○齋藤(昇)政府委員 身分は、この警察法によりまゝと地方公務員でございいます。現在は国家公務員でござい

○門司委員 そうすると地方公務員であつて、警察官でもなければ何でもない、こういうことになるわけですが、これは少しおかしいのではないかと思ふのであります。定員外であつて、地方公務員であつて、警察官でないという事になると、実に妙なものができやしないか。これは身分上の取扱ひですが、これは生徒なら生徒として新任は取扱ふべきではないか。いわゆる費用の問題等もございまいが、少くとも身分をやはり与えるべきではないか。警察官になつて初めて地方公務員という身分が出て来るのではないかと思ふのでありますが、その前にそういう措置がでますか。

○齋藤(昇)政府委員 警察職員であることには間違ひはないわけでありま

ころだらうと思ふのですが、警察職員の仕事というものは、おのづから範圍がきまつておるのであつて、たとえば若い連中が出て来て犯罪の予防をするとか、あるいはデモ行進等の場合にスクラムを組んで一つの防壁を張つておるといふようなことも、警察官としての行為ではないかと考えられるのであります。何も司法権を与えておらないから警察官でないのだというだけでは済まされたいと思ふ。やはりある程度の行政権を持つておれば、一応私は警察官として——でなければそういう行為はできないのじやないか。私がどういふ質問をいたしておりますのは、われ／＼もいろいろ集同的の運動をやつて参りますが、その場合に非常に氣持の悪いのは、どうも学校から来た若い職員が来ておつて、ちようどああいうデモや何かの訓練をしているというように考えられる。あれは学校の一つの訓練かもしれないが、そういう感じを非常に受ける。従つて一体警察官であるのかないのかという見当がわれわれにはつかないのではありませんか。もし警察官でないとするならば、私はやはりあゝいう職務に携はるという事は少し行き過ぎではないかと思ひます

○齋藤(昇)政府委員 調査見習生をある場合に使つておるのじやないかどうかという實際の問題は、これは御議論があるうかと存じます。交通整理をボーイ・スカウトに手伝つてもらふ場合もありま

○門司委員 さらにもう一つわからぬから聞いておきますが、今警察官ではないが警察職員だとおつしやいます。が、職員の定員は、昨日の話を聞きますと大體きまつておるのであります。警察官が何人で職員が何人ということになりますと、その職員の範圍でやはり警察学校の生徒はおるのであります。さつき定員外だといふ話を聞いておりますが、職員である以上は定員の

○齋藤(昇)政府委員 調査見習生をある場合に使つておるのじやないかどうかという實際の問題は、これは御議論があるうかと存じます。交通整理をボーイ・スカウトに手伝つてもらふ場合もありま

んし、職務の執行の場合に、警察官としての職務の執行でない場合——あの使用方が適當であるかどうか、これにつきましては、私の方といたしましては、ずつと長年の慣例になつたといふわけではございせんが、不適当な措置だとは考へておらないのでござい

○門司委員 さらにもう一つわからぬから聞いておきますが、今警察官ではないが警察職員だとおつしやいます。が、職員の定員は、昨日の話を聞きますと大體きまつておるのであります。警察官が何人で職員が何人ということになりますと、その職員の範圍でやはり警察学校の生徒はおるのであります。さつき定員外だといふ話を聞いておりますが、職員である以上は定員の

○柴田(達)政府委員 調査見習生の身分であります。これは第五十四条の「都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く」という中の警察官には当たらないで、その他所要の職員の中に入らうと思ひます。警察官たるべく養成するところの新任教養中の生徒であるところの職員に当る。その意味において、長官からもお

○門司委員 そうするとおかしいのだ

が、予算定員だとか何とか、役人はよくそういうごまかしの變なことを言ふんだが、予算定員と実定員とが違ふというばか／＼しいことを、警察でもやつぱりやつてゐるのですか。しかも多くの場合は、予算定員をたくさんとつておくと、そしてこの費用を余らすといふ一つの方法もあり、またある場合には予算定員を非常に少くしておいて、そして臨時をたくさん雇つて入れるといふような費用の使い方もあろうと思ふ。しかし少くともここ

○柴田(達)政府委員 行政機関職員定員法の法文の上におきましても「行政機関に常時勤務する国家公務員で一般職に属する者」ということで、この扱

○門司委員 そんな變な答弁はない。事實に於いて私は聞いておるのだから、何も帳面上のことと聞いておるのではない。たとえば今年三百人減耗するであらうから、定員一ぱいの三百人の新しい生徒を見習生としてかりに入れたところが、たゞ／＼二百五十人しか減耗しなかつたために、六箇月間学校におつた者で五十人だけが余ることになる、これは落第させるのかどうかといふことになる。

○齋藤(昇)政府委員 實際そういう場合は起り得るのであります。各府県に

できまして、予算指圖を變更しない限り、予算の範圍内でしか減耗補充ができないという實際の扱いになつております。

○門司委員 そうしますと非常に問題になりはしないか、私はここで議論することは避けたいと思ひますが、どうも答弁がおかしいので聞くのですが、そうすると、たとえば減耗が少かつた場合にはこの予備の警察官が余るわけであつて、六箇月間学校において卒業しても一人前の警察官になれない、これは定員で縛られておる以上はなれないことになりませんか。

○柴田(達)政府委員 警察官の方に厳格なる定員がございいますから、たとひ予算がよけいありましても、減耗が實際は予期したより少かつた場合におきましては、これを採用するため卒業させますと、ほんとうの定員の方が定員超過になつてしまひますので、そこで事前に制限される。予算があつても、初めの見限りよりは減耗が少かつた場合には、あまり採用しないということになります。

○門司委員 そんな變な答弁はない。事實に於いて私は聞いておるのだから、何も帳面上のことと聞いておるのではない。たとえば今年三百人減耗するであらうから、定員一ぱいの三百人の新しい生徒を見習生としてかりに入れたところが、たゞ／＼二百五十人しか減耗しなかつたために、六箇月間学校におつた者で五十人だけが余ることになる、これは落第させるのかどうかといふことになる。

生するだろうということでも二十人養成したところが、十三人しか欠員が出なかつたという場合は、七人は当分見習生として待つておる、こういうことになると思ひます。

○門司委員 どうもそのように落第生をこしらへるといふ制度はあまりいい制度じゃないと思ひます。しかも警察官として正式の警察官でなくとも、警察職員の中に入つておるといふことになる、これは心ずしむいい結果にならないと思ひます。従つてここでは、こういうことがいいか悪いかというとは別の問題であります。しかしたまへ、ここにおりますあなた方が、昭和二十二年に、現行警察法の前の帝國議會當時の占領直後に、齋藤さんもメンバーの中に入つておりました、あるいはここにのられる鈴木幹雄君なども当時警視總監としてメンバーの中に入つておりましたが、警察制度に對する調査会の速記録を説んでみると、この点に觸れておられます。そしていろ／＼と議論いたしておられます。そしてその中に多くの委員の意見として、よりよい警察官を採用するのには、ちよと鐵道の方の岩倉鐵道學校のようなものをこしらえて、そこを卒業した者は警察官として優先的に採用して行くといふような一つの職業學校を先にこしらえて、ここで養成した者を採用して行つた方がよいのじやないかといふような意見が、その當時の速記録の方々に書いてあるものであります。この制度が個人の考え方によいか悪いとかいふことは別といたしまして、一体そういう制度にして警察官の養成なりあるいは警察官の社会的地位を高めて行くといふ必要がこの際あ

るのではないかとこのように考へておられますので、この學校の施設のところであつて聞いておきたいと思ひますが、そういう制度は設けられないのですか。

○齋藤(昇)政府委員 そのような制度は、私はまことに傾聴すべき一つの制度だと考へます。しかしながら何分にも、そこを卒業したならば必ず採用されるという保障もつかないといふことになりまして、はたしていい者がそこから得られるかどうかといふことにもなりまして、現在のうちに、教養をする前に、もし他の条件さえよければよろしいかどうかといふことで、あらゆる學術試験、体格検査等をした上で行ける、また減耗の様子も考へて採用するといふ仕方の方がやはり現実に合ふのじやないか。ただいまの制度は非常にいい制度だと思ひますが、まだその制度に移りかわつてみようといふだけの自信がつかない次第でございます。

○門司委員 私がこのことを申し上げましたのは、ちよと議論になるようですが、警察自体のあり方について、何かそれが特殊の社会的な職業であるかのような考へ方がやはり警察官の間に非常に強くあり、これが警察官をして往々にして独善的行為に陥らしめる一つのものの考へ方なのだろうと思つてからであります。おれたちだけが法律を知り、おれたちだけがこういうことをやるといふ考へ方が警察官の間にたくさんあると思つて、従つてそういうものをなくして、社会通念としては警察官の仕事はこうであるといふことが、やはり犯罪の予防その他の面からいっても一つの喫緊の仕事になるのではないかと考へられる。警察官といふものが、特殊の學校に入られて特殊の教育を受け、型にはまつて行くことになりまして、どうしても世間に通用しない人間ができ上つてしまひはしないか。やはり警察官にも社会一般の常識と異ならざる常識があつて、ただその中で捜査あるいは検察のようなものだけが一つの技術にひたしものなのではないかと考へられる。何も警察といふ特殊の型に追ひ込まなくても、人としての完成が十分にできることの方

が、むしろ自治警察の警察官としては望ましいのである。いわゆる権力警察としての警察官には、今の制度で権力的なものだけを教へればそれでいい。片輪といふと怒られるかもしれないが、やや片輪に近い社会常識を持つた警察官がまた將來で上りはしないか。従つてそういうことを申し上げたのであります。

その次に聞いておきますのは第五十四条でございますが、この中に今もちよとお聞きをいたしましたように、警察官にあらざる見習い巡査がやはり警察官にひとしいような行動をすることのために動員をされるということが載つております。従つてここにありま

す事務員あるいは技術吏員というようなものについては、特定の場合においてはこれに警察官としての職務を執行させるようなことがありはしないかと考へるが、この点はいかがですか。

○齋藤(昇)政府委員 警察官としての職務の執行を警察官以外の事務員、技術吏員等にいたさせる場合は絶対にございませぬ。

○門司委員 私がそれを聞いておりますのは、たとえば通信事務などに従事

をいたしております諸君は、単に事務員、技術吏員というだけでは職責を真に全うすることが困難な事態がありはしないかと考へられるのでありまして、これにはやはりある程度の警察官といふようなものがあつた方が、職務の遂行上好都合な場合がありはしないかと考へられますので、こういうことをお聞きしたわけでありまして。たとえば一つの通信機關が集团的に襲撃されるときなるといふ場合もあり得るのではないかと考へられる。これが他の警察の警察官で守り得ればいいが、そのうではなかつた場合に、やはり警察の一つの機能であります以上は、その機能を確保することのためには、ある程度警察官としての職務のできるような組織が――組織というか、あるいは組織はなくともそういう行為をする危険性があると思へるが、そういうことはございませぬか。

○齋藤(昇)政府委員 通信職員がたとえば暴徒等に襲われる場合の、みづからを守るという意味の訓練ということには必要だと存じますが、その際に警察官としての職務権限まで行い得るような、そういうものを持たせるといふことは、また他面弊害も生じますので、さうな場合には、むしろ現実の警察官をそこに派遣して守らせるといふことよりしよ方がないと思つておるのであります。一面警察官自身にこの通信の仕事も教へ、技術を持たせることが肝要でありますので、警察通信職員ではございませぬが、警察官であつて、そして通信事務ができるという者は、これを養成しなければならぬと思つておるのでございまして。ことにバトロール・カーに乗つて行く、あるいは驅逐

等の場合において通信事務に従事するといふ場合に、通信技術員のはかに、警察官自身もその通信ができるようにいたして行かなければならぬので、さうに訓練をいたしておるのであります。

○門司委員 その次は第五十五条であります。第五十五条はしばしば議論をされた点でありますので、そう深く聞く必要もないかと思ひますが、現在の職制の中で、警視正以上の階級にある警察官は大体どの範圍までですか。あるいは署長までが警視正であるのか、府県の部長程度であるのか、どの範圍までが大体警視正なのでありますか。

○齋藤(昇)政府委員 國家地方警察におきましては、都道府県におきましては警察本部長、警察隊長以上でありまして、それから自治体警察におきましては、大きな署長が警視正、あるいは中くらいの、中より少し大きいくらいは市の警察局長が警視正になつておる例が相當多いと思ひます。それから大きな自治体警察の部長は、六大都市は大体警視正以上、かよひになつております。

○門司委員 そうしますと、現行警視正をそのまま認めになつてよいことになるのですか。それともこれは新たに考えられますか。

○齋藤(昇)政府委員 大體現行の警視正以上の方が新警察法によつて警察正以上になれるように考へておるのであります。

○門司委員 それからあと、この問題はぜひいふことで議論をされておりますので申し上げる必要もないかと思ひますが、警視正以上が國家公務員である場合に、それ以下の府県の警察職

員であります。これは地方公務員であるという一つの考え方——この中でこの警視正以上が国家公務員であり、この場合に、地方公務員である警視の階級にある人が警視正に昇進をいたした場合は、給与その他は、これをどこで裁るものであります。やはり人事委員会の規則によつてこれをかえて行くということになるのであります。

○警視(昇)政府委員 地方公務員が国家公務員になる場合でございますから、国家公務員法の規定、それから国の人事委員会の規定、これによつて切りかえるわけであります。

○門司委員 そこで聞いておきたいと思ひますことは、国家公務員にいたしても、いわゆる昇任あるいは昇給という言葉を使つておられます。そうすると地方公務員である警視が警視正になり、また昇任、やはり昇任ということになるのであります。位が上ることになる。と上に任じられたということになるのです。新規採用という形にこれを持つて行かれるのであります。

○警視(昇)政府委員 法律上はやはり新規採用ということになるわけであり、またそれでございます。すけれども、恩給その他は引續く、こういう特別を置いておられます。

○門司委員 それからちよつとあとに返るのであります。聞いておきたいと思ひますことは、この規定の中には、現行法にありますが、東京都の特別区に対する公安委員会の規定がないようにあります。これはもし特別に設けなくてもいいというお考えが何らかの理由であるとするならば、それを一

つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○警視(昇)政府委員 東京都は一つの警察単位になりますから、東京都の公安委員会で足りるのであります。特別区だけを別にする必要はない、かように考えております。

○門司委員 現行の警察法による特別区というのは、御存じのように、特別区は市に準ずるといふ自治法に規定があるものだから、あそこにああいうものが一つできちやつておかしい形をこしらへたのです。従つて私は、これがなくなるといふことについては理論上一応承認ができるのであります。しかし、東京都の場合におきましては、やはりかなり広い地域を持っております。と、それから同時にたくさん警察を持っておりますのであります。これが単に都の公安委員会だけで十分に任務が果せるかどうかということになる。私は非常に疑問があると思ひます。国家公安委員会が五人、委員長を入れて六人であつて、東京都の公安委員会もやはり三人であるということになる。これは少し仕事が大き過ぎやしないかという感じがするから聞いたのであります。こういう気持はございせんか。

○警視(昇)政府委員 これはたくさん仕事といひますが、仕事の分量という点に於いて人数を増すという性質ではございせんので、従ひまして、都道府県というものは、大きな都道府県もありましようし、また小さな府県もありましようし、この数は一定でいいのじやなからうか、かように考えておるのであります。お互いに仕事を分担し合つて、仕事の繁閑に応じて仕事をやるという性質のものでござい

せんから、これで十分ではなからうかと考えておるのであります。

○門司委員 私は公安委員会制度については、この点に多少の疑義といひますが、意見を持っておりますのは、仕事は同じような仕事だからといひますが、なるほどこの法律の面から見れば同じような仕事に聞かないのであります。ところが実際の面から見ますと、たとえば交通事故を一つ処理して行くといふような面から考えて参ります。でも、東京都には大体一年に二万五千から三万くらい大きな事故数を持つてゐる。小さな県に行けば、一年中かかつても千から二千くらいの事故数しか持つてゐない。その中にはやはり公安条例その他にひつかつて来るとか、あるいは公聴会を開かなければならぬといふような大きな交通事故が出て来る。そういう場合には、やはり公安委員会は必ず立ち会わなければならぬ。そういう参り参りますと、非常にたくさん事故数が多い。東京都道府県といふものは、公安委員会が三人であります場合には、非常に事務が煩雜になりはしないか、ほとんど毎日のように出ていなければならぬ。困難ではないかといふようなことが実は考えられるのであります。それだからこういう質問をしてみました。ありますが、その点のお考えがございせんか。

○警視(昇)政府委員 その点は、なるほど御所見もつともな点があると思ひます。と申しますのは、たとえば現在の特別区の公安委員、これは現在のままで三人で足るのかどうかといふ御議論であらうと私は思つてあり

ます。あと三多摩だけ加わつたからさらに仕事が増えるかと申しますと、そう大したことはない。むしろ今の御議論であれば、今の東京都の特別区の公安委員三人ではたして十分やつて行けるかどうかといふ段階だと存じます。今まで東京にしまして、大阪市にしまして、公安委員三人で仕事はふえて非常に困る、数を増すべく法律の改正をしておりますといふので、私も似たしたしましては、さうな点は、立案の際にちよつと考へはつていなかったものであります。ただいまおつしやいます点は、まことに考へるべき事柄じやないだろうか、従つて大都會のあるようなところは、公安委員の数もあるいは実際上もう少しあつた方がいゝのじやなからうか、私は最近さうな感じもいたしておるのであります。

○門司委員 これは単におせじだけなく考へてもらいたのであります。が、交通取締法の一部改正をやつたとき、交通事故に対する取締りの公聴会の限度をどこにするかといふ点は非常に議論になつたのであります。東京都のごときは、そういうように三人で十五日ぐらゐの公聴会にかけるといふことは事務的にとてもできないといふことで、結局一箇月以上になつて、事実上有名無実のような法律になつてしまつており、やはり運転手は救われていないといふのが現実だと思ひます。そういうものを、現実に法律の趣旨を生かして行つて、運転手諸君の非常に困つてゐる現状をいかにやうと見てやうとするには、やはり公安委員会の手があつて、そういう事務処理ができるとい

う組織にしておかないと、組織が小さくて事務処理ができないから取上げないといふ行き方は、民主警察の行き方としてはいい行き方ではないと思ひます。その点は十分考慮しておいてもらひたいのであります。

それからその次にもう一つ最後に聞いておきたいと思ひますことは、この警察法の第四章の一番最後にあります六十条であります。六十条の中で「都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。」といふふうに書いてありますが、この「必要がある限度」といふのは一体どの程度の必要がある限度になつてゐるのか、この点をひとつ教へていただきたい。現行法にはこの点が、何かこれもしやくし定規であります。一応何メートル以内といふことで規定されております。しかしこれは必要といふ文字だけを使つておられますので、大体どの範囲をお考えになつてゐるのです。

○柴田(達)政府委員 お話の通り、現行法におきましては、六十条に當る規定が五十八条その他にあるのでございまして、非常に嚴格に精確にできておるのであります。管轄区域外に職権が及ぶ場合といひましては、「その管轄区域内に行われた犯罪又はその管轄区域内に及んだ犯罪並びにこれらに關連する犯罪」となつておるのであります。それからさらにこの五百メートルの区域におきましては、境界外におきましても権限を及ぼす、こういう規定

があるのでございます。これは御承知の通り、現行法におきましては国家地方警察と市町村警察というものが相互に協力するものでありますけれども、市町村警察は国家地方警察の管理に服さないという厳格な規定もございまして、それから警察の単位が非常に細分化されておまして、それらの管轄権の主体というものが非常に込み入っているわけで、それだけに厳格に規定を要する面があつたと思つたのであります。が、今度の法案におきましては、何と申しまして、府県を単位としたして、何と申しますか、かつどの府県がどの府県の管理に服さないというふうなことも、これまで当然のこととございまして、さなくとも、犯罪を中心としたような規定をいたしませんでも、六十条にございまして、第二條の責務であり、ますような犯罪の予防、鎮圧、捜査、被疑者の逮捕、その他公安の維持、これは一口に言えば、第二條の責務のおもなものを掲げたわけでございまして、それが関連して、必要がある限度において職権を及ぼすことができる。その解釈をいたしましては、大体現行法の五十八條の犯罪について申しますならば、その管轄区域内で行われ、始まり、及んだという関係、及びそれに関連する関係、この範圍が、同じく今度の六十条におきましては「関連して必要がある限度」と、現行法とほとんどかわりがないというように解釈する考えでございます。

○門司委員 大体それでわかりました。この条文は、今のお話のように、この法令で見ても、やはり都道府県警察というものは協力をしなければならぬというだけでありまして、この第四章にはそれだけしか書いてない。いわゆる都道府県相互間の警察関係ということだけしか書いてないのではありません。それから同時にこの規定の中には経済的の規定が一つも設けてない。いわゆる協力の義務が書いてある。援助の要求が書いてあるが、その場合における今日地方自治体等でも最の問題になつておる経済関係のことがここに書いてないのではありません。これは現行法ではやはり明確にこまかく書いております。これは何れも都道府県にわかれながらと申す、私は経済的な行為は同じことだと思つて、やはりこういうものも警察法の中に書いておきたい。と、現行警察法がそういうことである問題、問題を起したように、都道府県の間でまた問題を起すのではないかと、いうように考えられる。この点について、経済的な問題にこれに触れていないのはどういふわけですか。

○柴田(達)政府委員 お尋ねの通り、現行法には経済の關係の規定がございしますが、この法案の方はそれを省略してございまして、その理由をいたしまして、府県単位に管轄になつておりますので、大きな事案で、府県間に援助要求があるというふうな場合におきましては、おおむね先ほどの三十七條の警察、あるいは他の公安にかかる犯罪、またはその他の特殊の犯罪の捜査ということにつきまして、国庫支弁になる場合が多いと思つたのであります。しかし必ずしもそういう場合に限りませず、きわめてまれな場合には、ほんのわずかなことで何らかの援助要求をするという場合はあるかと思ひます。

が、これは現行法におきましても、自治体警察との協力の關係におきまして、国が要請して出動をした、こういう場合に於いては、それについて自治体警察が他の区域に応援に出ましても、それは本来自分の区域の仕事ではないし、外へ出たのだから、國家的な必要があつて、その要請によつて出たのだから、国が負担をすべきだといふことの経済的規定でございまして、今度の法案におきましては、そういうふうな場合におきましては、国庫が支弁いたすことになりまして、まづたく何等に府県間において援助要求がございましたらうな場合においては、援助を要求したところが當然にこれは負担すべきものであると思ひます。これは現行法におきましては規定がないのでありまして、解釈上は、やはり援助の要求をしたところが負担するということになつておりますので、省略をいたしました次第であります。

○門司委員 今の答弁でございしますが、やはり経済の問題だけは明確に書いておきませんが、これは都道府県に於いて、市町村に於いても、経済的の關係に大したかわりはないと私は思ふ。現行警察法の中でも、し欠陥がありであるとするなら、やはりこの辺に突いて、ついでに要請を渡したというふうな事実はないわけではないと私は思ふ。従つてやはり警察法の完備を期しておこうとするには、経済の問題は當然地方の自治体に負担させる、あるいは国が負担をするというふうな区分というものは明確にして、おいて、そういう経済的な考え方から時機を失することのないようにしておいた方がいゝのではないかと。今のお話ではそういうように解釈するといふことであるが、解釈すればそれでいいかも知れませんが、現行法にはなにか、そう参らないのではありませんか、というふうに私は考へるので、実はお聞きをしたのであります。そういうたしと申す、現行警察法の精神とまづ、同じようなものであるといふように解釈して、おいてさしつかへございせんか。

○柴田(達)政府委員 さうでございします。

○門司委員 一応これで打切つておきます。

○西村(力)委員 長代理 次の質疑者は阿部さんになつておりますが、石村君は都合があるそうですから、先にひとつ譲つていただきます。思ひます。よろしいですか。——それでは石村英雄君。

○石村委員 それではただ一点だけお聞きしておきます。それは警察職員自身の保障の問題ですが、五十四條、五十五條に關連してお聞きするわけですが、現行警察法では「國家公務員法の規定に基き」とか、あるいは自治体の警察の場合は「警察職員の任免」云々は「地方公務員法の定めるところによる」といふことがはつきりあるわけでありまして、今度の警察法では三十四條に、警察官に置かれる職員の任免といふことについては、國家公務員法の定めるところによる、こゝにあるだけで、ほかについてあまり見当りませんが、私の不勉強のせいかもしれませんが、この点どうなつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○柴田(達)政府委員 現行法は一々國家公務員法とか、そういうものを引用いたしておるようございしますが、これは法の体裁でございまして、五十五條の一項によつて、一般職の國家公務員としたものは當然國家公務員法の適用を受ける、それから第二項の地方公務員法の規定によるものは當然地方公務員法の適用を受けるということ、特にそのことを書く必要がなからうといふことで、法制局の方の見解にも従ひまして、決意の意味はございせん。

○石村委員 あるいはそういうことではないかと思つておつたのですが、五十五條の二項には任用とあつて、任免となつておつた。この任用をお書きになれば、ついでに任免となつた方がはつきりするのではないかと、思ひますが、いかがですか。特に任用に限られた理由はどこにありますか。

○柴田(達)政府委員 國家公務員法とか地方公務員法の用語でございまして、この任用といふのを一番広い意味に使用して、任命と罷免といふことになりまして、任命と罷免といふこと、その任用關係、つまりそのうちの転任でございまして、昇任でございまして、降任でございまして、公務員法の方では任用といふやうに使つておられます。一番広い意味で、むしろ任命も含む意味で、やめたり、新しく任命されるときだけなくて、内部におきまして、昇任と

か、こういうことをすべて含む意味におきまして任用という言葉を使った次第でございます。

○石村委員 国家公務員法ではという御説明ですが、地方公務員法でもやはり任用といえは任命罷免を含む用語になつておるわけですか。

○柴田(達)政府委員 さようでござい

ます。

○門司委員 ちよつと関連して。今の石村君の質問でございますが、実は任命、任用、採用という三つの使いわけをしておるわけです。それで今度わざわざ地方公務員法を改正して、従来の任用と書いたところを採用と改正しようとする政府の原案が出ておりますので、もしこの用語を合せようとするならば、やはり政府当局はこれは採用というふうなぐあい改めたらどうか。

石村君が言いますように、やはり採用、任用というよりも、むしろ任命と書いた方がものはつきりするのだというふうにはならないか。これは地方公務員法の中ではいわゆる特定の臨時任用とかんたかいうふうな文字を使つておつたものですから、それを全部整理して、そうして採用という文字に改めようという——まだここで審議はいたしておりませんが、警察法の審議が終つたら、おそらく審議をすることになると思いますが、現在そういうことになりつつあると思うのですが、この点の改正はどうなんですか。この場合はやはり石村君の言うようにはつきりしておいた方がいいのではないか。そういう用語はかわつて来たりしますが、この場合はやはり任命なら任命とはつきりしておいた方がいいのじやないか。これは特別採用であ

るとか、期限付任用であるとかいうようなことが悪いというので採用という文字に直しておるのですが、特別の場合であらう言葉を使つておりますが、これは特別の場合でなくて、やはり明らかに任命だと思つておるのです。

○柴田(達)政府委員 法律上の用語につきまして将来改正の御意見もあるというのでございまして、そういうふうなまたかわつて参りますれば、用語も改めて参らなければならぬと思つて、ここまでは「地方公務員法の規定により」ということで、公務員法の中におきまして、条例や人事委員会規則で定めることをどう定めるかというふうな公務員法に規定の条項でございまして、すべて公務員法の用語に従ひまして、この任用も公務員法の章節の中にございまして、その章節の中に勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

ます。勤務条件も公務員法の用語でござい

を考えると、都道府県警察というものはまづたく国家警察に傾倒され、あつて使われようになるやに思われますが、その点いかがでございますか。

○齋藤(昇)政府委員 国家警察という觀念はこれにはございせん、都道府県警察の仕事を第五條によつて監督をしたり、あるいは調整をしたりするの機關でございます。都道府県警察と国家警察と二つあるという考え方はありませんので、この点は申し上げるまでもないと思ひます。上から来た注意にしても、報告程度のもので、都道府県警察の警察本部長は長官から任命をせられてゐるのであるから、その間に何の区別もつけず、そのまま聞いてしまふであらうという御所見でございますが、やはり都道府県警察の公安委員會を通じて行つてございまして、都道府県警察の公安委員會が自分の府県において適當であらうかどうかという判断を加えて管理いたしてゐるわけでございますから、ただいまのような御心配はないものと思ひますのでござい

○阿部委員 しかば何いいますが、国家公安委員會が第五條の一項に掲げてあるところの任務を遂行するにあつて、長官以下の人々を機關として使つて行つてありましようが、長官以下はこの任務を遂行するにあつて、都道府県公安委員會に対して行つてゐるのですか。それとも都道府県本部長に対して直接に行つてゐるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 これは公安委員會に対して行つてゐるのです。

○阿部委員 これは私たちが実際に歩いて今まで管区長と現在の警察隊長と

の關係などを見ておるところとは、ただいまの御答弁はやや違ふように思われるのでありますが、それは將來におつておかえになるのでございまして、それとも今まで通りやるのでござい

○齋藤(昇)政府委員 現在は、都道府県の公安委員會は行政管理は全然いたしておりません。行政管理に關する面はすべて長官あるいは管区本部長から警察隊長へ、こつていふことに相なるわけでございます。従ひましていろいろの基準であるとか、あるいは多くの事柄はほとんど行政管理という面であつておりまして、公安委員會を通じて行つてゐる場合が多い。ところが今度府県公安委員會が持ちますから、このたびの改正によりまして、都道府県の公安委員會の性格が一變いたしますので、そつていふ關係も今まではかわるわけでございます。

○阿部委員 そつていふと、ただいまの御答へによりまして、あたかも法務大臣が檢察總長を通じてのみ檢察庁を指揮命令するがごとくに、警察庁長官が、あるいは警察庁という役所が都道府県警察を指揮命令するにあつては、都道府県公安委員會を通じてのみなる、かやうに伺つてよろしうござい

○齋藤(昇)政府委員 お説の通りでございます。

○阿部委員 それでは警察庁長官が都道府県警察を指揮命令するにあつて、この第五條の三つの形をとられるのでありますが、この三つの形をとるにあつて、それがいづれに屬するやは、たとえばその事件が國の公安にか

かる部面であるかどうかというやうなことに對して解釈する權能は國家公安委員會にある、かやうな答弁を私は承つておりますが、その三つの形の上において、それがいづれかであるかといふことは、地方のものとしては、いづれも上から来る命令に近いものであるから、なか／＼判別に苦しむのであります。そこで第一の部面でありましたならば、絶対にそれに従わなければならぬ、第二の部面におきましては、向うの意圖を入れる余地もあるが、第三の部面におきましては、單に忠告あるいは連絡、監督というやうな程度として軽く扱つてよい、こつていふ筋合いのものになつてゐるのでありますけれども、實際この區別の權限は上にあつて下にはないのあります、こつていふやうな場合におきましては、この區別をして、それがどういふ程度のものであるかといふことは、何かその命令において區別をする形式をおとりなさる御用意があるの、ござい

○齋藤(昇)政府委員 この權限内に屬するかどうか、そつていふ區別はどれにあたるかといふことは、これは出す場合に、出すものがさやうに認定をして出す。そつていふ受けた方では、はたしてそれに該當するかどうかといふことをやはり認定する。受けた方で、これは第五條の各号にあたらぬ、こつて認定もできましよう。そこで極端な場合を申しますと、これは違法な指揮監督であるといふやうに考へて、それに従わないといふ場合もあり得ると思ふのであります。そこで、しかばば指揮監督として出されたものであるか、あるいは調整として出されたものであるか、大休事柄の内容によつて當然わ

かり得る事柄ではございしますが、少くともこの調整といふ場合におきましては、指揮監督が伴わないのでございまして、用語も若干かえた方がよくはないだらうか、かやうに考へております。

○阿部委員 よくはないかと考へになつておられるのであります、ただいまのところは、この三つはいづれも形式上區別する、あるいはこれは國家が國民に命令する場合に、法律、政令、省令、その他のものの區別を形式上いたしてゐるがごとくに、三つの區別をおつけなさる御用意をなさつておるわけではないのでござい

○齋藤(昇)政府委員 通牒の用語といひましてどういふやうに區別をするか、まだ確定をいたした考へは持つておりません。

○阿部委員 大休區別をなさつて、地方委員會をまどわすがごときのことないうやうな十分な処置をおとりなさることを希望しておきます。

それから次にお尋ねいたしますが、この第四章によりまして、從來存在いたしておりましたところのいわゆる自治警察なるものが抹殺されてしまつたのであります。そこでこの第四章なるものは、從來の自治警察をなくしてしまつて、その一草なのであります、こつていふことをなさる理由が、從來の自治警察では國家的色彩があまりに薄く、警察の事務なるものは國家的要素と自治的要素の相互を含んでおるにもかかわらず、その國家的要素を満たすことが困難である、できないからである、かやうに今まで御説明を承つておるのであります。そこで從來の國家警察はあまりにも國家的である、自治警

察はあまりにも地方的であるから、阿方合せて都道府県自治警察になさつたのであります、こつていふやうに御説明を承つておつたのであります、そつていふその実例としてお示しになつておりますのが吹田事件とか、あるいは内灘の事件、メーデーの事件、そつていふものをお示しになつておつたのであります。そこで私は、過般來他の委員との質疑応答においてそれらの点を承つておりますと、これらの事件において、自治警察が國家的要素を欠くがために事件の處理において不満足な点があつたのである、かやうな御説明があつたのであります、すなはち、私もその限りにおいてはもつとも思ひますけれども、これらの事件について國警長官が御説明なさつたところによると、これらの事件を處理するにあつて不満足な点があり、それは自治警察にも國家警察にも双方に不満足な点があつたのである、かやうな御説明であつたのであります。それならば、今までの自治警察が國家性を欠くがために起つたものでもなければ、また國家性を欠くがために今回のやうな改革をしなればならぬといふ理由もないやに聞えるのであります、私はこの点を絶えずふしぎに思つておつたのであります。そこでこの際これらの問題について、今までの自治警察でははなはだ不満足であつたといふ具體的事實を示して、この際その理由を承つておきたいと思ふのであります。

○齋藤(昇)政府委員 先般の吹田事件とか、その他の事件を例にあげましたのは、責任が明確でないといふことで困つたといふ具體的な特殊なものがあつたから出してみないかといふ御質問で

か、これ等の点を大目からお答へ願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣　責任という問題について、非常に御造詣の深い御意見を承つたのでありますが、責任を非常に強調する思想というものは、いわゆる東洋的なものであるかも知れませんが、これも、これにはやはり限度があるものであります。元來責任問題を論ずる際には、私は、そうしたことがないようにする、事前にそうした事態を防ぐことの責任というものが、政治責任としては一番大きなものであらうかと思ふのであります。ただいま、警察制度を改正することによつて政府の責任を明確化すると言つておるが、これは治安に対する政府の責任をいうのか、あるいはその他の、國警長官が言われましたような、制度自体から来る非能率化の問題についての責任をいうのであるかという御質問でございましたが、私はこれは両方あると思ふたのであります。大体今申し上げましたように、政府は行政一般について国会に対して國民に対して責任を負うのであります。が、この行政一般の責任というものの中に、治安に対する責任も当然含まれてゐると考えるのであります。そこで現在のような制度でございまして、警察行政というものの中立性を非常に強調するあまり、いわゆる政府の責任と申しましても、政府は何も知らぬ間にただ形式的な責任を負わせられるという面が非常に多いのであります。そこで、まず人を正しく得ることによつて種々の事態の紛争を防ぐことが必要であるという意味において、人事について政府が責任を持つ、こういう考え方をこの際とつております。しかし警察

行政の特長性からいたしまして、政府が責任論を強ひますと、かえつて政治的に警察を動かすという危険がございますので、そういう点については深く立ち入らぬことにしておる。これがこの警察法案に一貫して流れております精神かと心得ております。そういうことによつて政府が治安の混乱することを何とか事前に防ぐ、こういう責任を申しておるのでございますが、一方制度自体から来る欠陥——政府としては国民に対して、できるだけ国民の負担を少なく、しかも国民の幸福を招来すべき責任があると思つておりますが、この警察制度を運営いたします場合に、私どもが過去七年間の経験を通じて見まして、国警と自治警との二本建になつてゐるその制度自体から来るところの混乱の責任をやはり明確にしておく必要がありはしないか、制度がそこに不完全なものを内蔵しておつても、運用によつて十分やれるんじゃないかという御議論もございましてけれども、やはり運用の妙を發揮し得る限界というものがあつて、現在警察単位が非常にこまかくわかれておるといふことから、警察の効率的運営を制度自体が阻害してゐる、それが国民の負担を非常に加重しておるとすれば、この欠陥は是正せねばならぬ、こういうことを考えまして、この警察法案を立案し、御審議をいただいておる、こういうふうに御理解を願ひたいと思ひます。

○阿部委員 大臣は、從來責任が政府に帰するやいなや明確ならざる場合においても、政府が責任をとることがしばしばあるがごとくに仰せられまして、私は不敏にしてそんな事実があつたことを聞いておらないのであります。もし政府が責任を負うというのでありましたならば、それはおそらく国会に対して負われるのでありまして、国会がはたして今まで政府の責任にあらざる失態について政府の責任を問うたことがあるのでございまいしょうか。

○小坂国務大臣 何か誤解をしていらつしやると思ひますが、私は從來の東洋的な考え方においてということをお申したのであります。最近のことを申しておるのではないのでございまして、戦争前の旧憲法時代におきまして、いわゆる不敬事件というよりなことによつて政府が責任をとつたということがあつたと思ひます。これは直接政府の責任ではない、私は現在の考え方からすれば、そういうものではないと思つております。ただ政府が行政一般に責任を持つという考え方は、もちろん治安を含んでおるといふことを申し上げました。その考え方からいたしますと、政府は治安の乱れざるように、事前にできるだけの措置を講ずる必要があつて、それには現在の制度でございまして、さつき申し上げたような種々の欠陥がございまして、こういう改正を考えた、こう言ひのであります。

○阿部委員 どうも願ひて他をおつしやるのであつて、われ／＼は何も東洋的な考え方がある現在行われておるといふのはありません。東洋にはこういう考え方もあるが、現在西洋的な考え方の方で日本の憲法ができておるのであつて、そんな責任を問ふことはいないであらうといふことを言ひたのであります。しかも今大臣がおつしやつたのは、旧憲法時代に、しばしば政府が責任を負ふのは適當でない場合において世間から責任を問はれたことがあつて、われ／＼はそんなことを言ひておるのではありません。今の現行警察法を要更しよう、しかも根本的に要更しようといふのでありますから、現行警察法のもとにおいて、政府が問はれるべからざる責任を問はれたことがあるかどうかといふことを言ひておるのであります。ただいま大臣はそういうことがあつたかのごとき答弁をなさつたのでありますから、それで私はそういうことを伺つておるのであります。それはいかにもおつしやる通りに、現行警察法にもいふ／＼欠陥はありまして、私がたゞいま問題にしておりましたのは、政府の政治責任が現行警察法では負えないから、これをかえる、こういうのが今回の警察法案提案の重要な理由の一部になつておるのでありますから、その点をお尋ねしておるのであります。

○小坂国務大臣 私は政府が行政一般に対して責任を持つべきものであるし、その中には治安に対する責任も入つておるといふことを申し上げました。が、であるからといつて、現在までそういう事態があつたが、それに対しては責任を負えぬとか負えるとか、こういうことを申したのではないのであります。そういう性質のものであるといふことを申したのであります。幸ひにいたしまして、今終戦以来のことを仰せられておられますから、その時代について申し上げますと、治安が乱れていかんともいたしたくないという事態は、現在まではなかつたと存じます。しかしそういうことは常に念頭に置いて、そういう事態がないようにいたすといふことが必要であるといふことは考へるものであります。そこで現在の警察組織を見ますと、国家行政組織法上の担当大臣は総理大臣である。主務大臣は総理大臣であるわけでありまして、しかし総理大臣と国家公安委員会との間も連絡がきつめて悪いと率直に申してさしつかえない。よくこの委員会でも例に引かれるのであります。警察局長官の権限問題も、かりに政府と警察当局との連絡がよく行つておりましたら、あつた問題は起きなかつたと思ひます。そういうふうな人事について非常に関連の薄い制度が、将来においても非常に憂慮すべき事態を生むこともあることは予見してさしつかえない。そういう点をも少し有機的に連絡する必要がある。こういうのが今般の人事をもう少し明確に政府と関連づけるという改正の主たる眼目であります。しかし明確に関連づけるという点と、政府が中へ入つて干渉をするといふことは別でありまして、その点についてはチェック・アンド・バランスの法則は、この法案審議の過程において種々御説明申し上げました通り、出てゐると考えております。

○阿部委員 お答えによりまして、從來の警察法改正の有力な理由の一つであつた政府の責任が明確でないといふ部面については、あまり確かな根拠がないようでありまして、ただ一つ、長官の権限が総理大臣によつて自由にできなかつたことがある。こういうことがたゞ一つの理由であるかのごとくに承りました。しかしながらこれ以上申しておりますと議論にわたりますから差控えておきますが、まことにこれは承つて意外であり、かつあきれるといふ感なきにしもあらずであります。

次に御尋ねいたしますが、第三十七条に、都道府県警察の費用を國家が全額支弁をするという規定で一から八まであげてございまして、実際にこれが負担をするにあたりましては、おそらくこれは國の予算で繼續を決定して、それを何らかの標準によつて都道府県に割當てる。平たく言つてそれが扶持であつて、この第五條の國家公安委員會の統制を受けて、都道府県警察が自己の意思をいれてどういふ程度にこういうことをやるかを決定して、たとえば警察教養施設の維持管理するに就いては、それだけくらいやう。あるいはまた警察の教養をどの程度までやうと都道府県警察が自主的にやる程度をきめて、その費用を國からくれ、こういうでもらえるといふような筋合いのものでなくて、國の方できめた金額については、都道府県側の意思をいれる余地はないものであるかと思ひます。いゝのであります。

○警務(昇)政府委員 これは都道府県の使います費用のうちで、こういうものは國で支弁するといふことでございまして、予算の要求はまず都道府県から出て来るわけでありまして、それを集めて大蔵省に要求するわけでありまして、都道府県に要求するわけでありまして、大蔵省からもらへるとは思へませんけれども、できるだけ警察庁において弄起いたしましてとれるようにする、かような手続になるわけでございます。

○阿部委員 お答えはよくわかりま

なりません。先ほど申しますように、都道府県がやつた方がよろしいという費用は、国ではそのうちこの程度でよろしいと考えても、都道府県としては府県の実情上どうしてもこの程度やりたいというならば、都道府県費でもつて支弁されることは何らさしつかえないと思います。

○阿部委員　御意思はわかりましたが、それでは先ほどの御説明はまつたが羊頭狗肉でありまして、半額は補助するなどということはおつしやらない方がよかつたのであります。事実と相違しております。国庫補助の対象にならない部分、これは議論の余地がありませんけれども、そのほかは補助の対象になつて、しかもその補助率は半額である、かようににおつしやつたのであります。が、あにはからんや、実際に政府の意思以上によいことをしようとしたならば、それは自弁でやれというので、補助はせぬということでありまして、それは半額でも何でもないのであります。どうもはなはだ巧妙といひますか、あるいはちよつと横着な御答弁であつたと思ふのであります。

それから次に第三十八条でございしますが、その第五項に定めてありますところの都道府県公安委員会と国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会との連絡でありますが、この連絡をとる必要があることは私たちもよくわかるのであります。その連絡について、一つは上と下との連絡であり、一つは相互間の連絡であります。この場合に、国家公安委員会と都道府県公安委員会との間の関係については、これは公安委員会と公安委員会との関係のみ

ならず、公安委員会を通じての警察庁と都道府県公安委員会との関係にもなるように思いますが、逆に都道府県警察から国家公安委員会の方への連絡は、あくまで公安委員会を通じての連絡であつて、直接に警察庁への連絡はない、こう思つてよろしいでしょうか。

○齋藤(昇)政府委員 ちよつと質問の意味を伺いかねますが……

○阿部委員 いずれの警察も中央においては国家公安委員会と警察庁、地方においては都道府県公安委員会と都道府県警察、こういうふうに警察がおのの二つの機関にわかれております。それでその相互の連絡というものが、公安委員会と公安委員会との相互の連絡か、あるいは公安委員会と警察庁、あるいは都道府県警察本部と直接に警察庁、こういうふうな連絡もあろうかと思ひますが、その第五項に書いてあるのは、その実際の連絡というものはどういふ筋道を通つた連絡になるのであろうかというのであります。

○齋藤(昇)政府委員 第五項の意味は、都道府県の公安委員会は都道府県の警察の都道府県における最高責任者でございますから、従つて国の最高責任機関である国家公安委員会とまた他の府県の責任者とお互いに常時緊密に連絡を保つておつてもらいたいという抽象的な注意規定でございます。

○阿部委員 それはわかつておるのでありますが、私がこういうことをお尋ねする理由といいますと、すなわちこの都道府県警察に対して、国家公安委員会を通じて、もとはそこら出しておるのかもしれないけれども、直接には警察庁から連絡がある、事實は

そうなるのであらうと思ひます。逆にまた地方から行く場合にも、国家公安委員会へ連絡をするのではなくて、直接に警察庁に連絡する、こういうことになるのであらうか、こういう点なのであります。

○齋藤(昇)政府委員 普通の事務の行き方は、先ほども申しましたように、警察庁の長官が都道府県の公安委員会に仕事は連絡をいたします。また従つて都道府県の公安委員会からも警察庁長官に連絡があるわけでありまして、事務のルートといたしましてこれは当然のことでありまして。しかしながら、国家公安委員会というものが警察庁長官を管理しておりますし、また都道府県の公安委員会は、長官の任命した都道府県の警察本部長について任免やら勧告やら、そういう権限も持つておりますので、中央の国家公安委員会に對しまして、あなたのところの長官のやつておる事情についてどうもこういう点がぐあいが悪い、自分直接にも言つておるけれども、監督機関である公安委員会においてこういう点を注意してもらいたいか、あるいは国家公安委員会から見れば、うちの長官がいろいろ仕事を私の言いつけでやらしておるけれども、一体うまくやつておるようになつたあたりはごらんになりますかどうですかというぐあいに、その最高責任者同士がよく意思を疎通して、御心配になつておるようには、長官が都道府県本部長に對してこそ、と悪いことをやらしておらぬか、そういうことのないようによく緊密に連絡して監督をうまくやつてもらいたい、こういうのが法の趣旨でございます。

○阿部委員 その次に伺いたいと思ひますのは給与の点であります。従来は國家警察と自治体警察との間には給与に相當な開きができております。今度のこの法案によりまして、都道府県警察の給与のときはもつぱらその地方の定めるところになつておりますが、將來とも都道府県警察と警察庁の警察官との間に、あるいはまた都道府県相互の間に給与の差が生じて来るというおそれがあるのでございませうか、それともないのでございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 このおそれはやはりあると言わざるを得ないと思ひます。今日各府県間の吏員の給与水準が、府県によつて若干違つてゐる、國の水準とも違つておるというぐあいに、若干は違つて来よう。しかし今日の大都市と小さな市町村、あるいは大都市と府県、それと國との間、そういう大きな開きは將來起らないであらう。かように考えます。

○阿部委員 そういたしますと、給与の開きが生じて来るということは、これは好ましいこととは言えぬかもしれせんけれども、それは実情に應じて相當開くことは當然であり、やむを得ないことであると認めておられるのであります。

○齋藤(昇)政府委員 今日自治法なり、自治体の自主性というものをから考へましてやむを得ない、かように觀念をいたしております。

○阿部委員 それから給与の實際であります。これは國家の方は國家公務員法によるのでありますし、都道府県の方は地方公務員法によるのでありますし、ところで従来、これは私は前の警察のことを言つたのでありますが、理想から言ひましたならば、

警察において直接に民衆に接して最も重要な仕事をするのは駐在所、あるいは警察署においては部長くらいのこところの人が直接民衆に接して非常に重大なる任務を負つておると思ふのであります。そこでこれらの最も重要な任務にある人々が、その地位の昇進いかんにかかわらず職務に精勵し、しかもよい仕事をしようになるためには、これらの人がその地位のままで相當よい待遇を受ける道を開いておかなければならぬと思ふのであります。昔の警察を見ますと、大体において年功によつて巡査であつても古い者は相當高給をとり、警部補とか警部の若い人たちは、巡査の古い人たちよりも本給は低いというふうな事實もあつたやうに聞いております。そうして、それはいろいろ見方もありましようけれども、相當長所のある制度であつたやうに思つておつたのであります。私は將來は巡査あるいは巡査部長というくらいにとこで、しかも相當優遇の道を講じて得る道がなければならぬのじやないかと思つておりますが、この警察法においては、それらの点はいかなる考慮が払われておるのでございませうか、御説明を願ひたいと思ふのであります。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの関係は、昔よりも今のほうがもつとよくなつておると思ひます。たとえば巡査でありまして、長年勤務をいたしておられますが、巡査部長あるいは警部補の下の方よりも高い俸給がもらえるというように、階級が上らなくても給与が相當高く上れるようになっておるのでございませう。

○阿部委員 この点はまことに明確な

お答えをいただきまして感謝いたします。そこでその巡査あるいは巡査部長が適當な例かと思ひますが、巡査部長として最高とまで上り得るものでございませうか、承つておきたいと思ひます。

○石井(榮)政府委員 ただいまの御質問にお答えいたします。巡査部長の最高は二万二千円ということになつております。これは現在の國家警察の巡査部長であります。

○阿部委員 一應私の質問はこれで終つておきます。

○中井委員 西村力弥君。

○西村(力)委員 ただいままで各委員から大分質疑がございましたので、あまりお尋ねする点もございませませんが、この組織法そのものは政府の治安に対する責任を明確化するんだ、こういう目的をはつきり大きく打出してあるものであります。一体今度は、都道府県内における治安の責任というものはどこにあると考へてこの法律をつくつてゐるかという点についてお伺ひしたいわけなんです。

○齋藤(昇)政府委員 県内の治安の責任は、これは県の公安委員会にございませう。

○西村(力)委員 しかれば國家公安委員会そのものに治安の責任を持たせて、そうして大きい政治的な施策でもつて政府は治安の責任をとるといふぐあいに、なぜ考へをどめ置くことができなかったか、こういう一つの矛盾を感じるののでございませう。その点はいかがでございませうか。

○齋藤(昇)政府委員 政府の政治施策万般が治安に影響いたすことはもちろんでございませう。従ひましてそういう

た治安そのものでなしに、政府全般の施策の責任というものが重大であることは申し上げるまでもございません。しかしながら治安そのものの処置の仕方というものにつきましても、私はその都道府県内においては都道府県の公安委員会が責任を持つ、これを前提としておると申し上げておりました。が、その都道府県の公安委員会が責任を遂行いたします場合に、国の見地から見まして必要と認める最小限度は、第五条に列記してあります範囲内において国が積極的に責任を持つて参加をする、こういうことでございます。

○西村(力)委員 国の治安の責任を政府において明確化するということは、これは前々からの説明でありますことは申し上げるまでもないのであります。それを答弁をかねられるとするならば、これはそも／＼スタートにもどらざるを得ないということに相なるわけなんです。この考え方から行けば、どうしても府県の治安の責任は知事にある、こういう考え方であれば一貫するのではないかと申すのです。そうしますと、県の治安の責任に対しては、府県知事が責任を最終的な立場において持つという必要はない、あるいは全然持つ必要がない、こういう観点を明確にしたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 私はこの警察法上におきまして、通常いわれている警察の運営、行政の責任という意味で申し上げましたが、今お尋ねの趣旨におきます県における最終責任は、やはり知事でございます。かるがゆえに知事が公安委員会を任命し、また予算を提案するということわけでございますから、そういう意味におきましては、最終的責

任は府県においては知事に帰着するでございます。しかしそれを、この警察法によつて実際の運営をしておりますのは公安委員会であると申し上げておるのであります。

○西村(力)委員 そういうことになる。と明確になつて来る。その筋が一貫されれば、自治体警察だと私たちは認めて行きたい、かように思うのです。ところが政府の責任は明確にしなければならぬから、警察庁長官はそれが任命する、国家公安委員会には大臣を入れて政府の意思を浸透するのだ、こういうことを言っている。県知事とし

ても、県民に対して治安の責任を明確化する、県議会に対してその責任を負う、こういう立場に立ちたいのは、内閣総理大臣と政府と同じ立場である。私は思う。そういう考え方に立てば、政府の考え通り、府県知事の立場もあたたかく見てやれば——当然なものとして、あるいは同一のものとして見てやろうとするならば、やはり都道府県の警察本部長は、この組織通りの方向をとれば、知事の任命であり、また府県の公安委員会の中に委員長として副知事とか何かを入れる、この前の改正法案のようなぐあいに行つてこそ形が同じものであり、一貫した姿である。かように私たちは思うのですが、なぜそういうぐあいになさらずに、このよ

う面におきましては、府県自治体警察といふ面におきまして筋を通す、その両方をあなばいいしたたもののがこの結論である、こういうふうにしば／＼申し上げておる次第であります。

○西村(力)委員 あんばいいいけれども、手前みそのあんばいが強い、こゝろ言わざるを得ないと思う。府県知事だつて一つの住民に対する責任がある。政府でもやはり国民全体に対する責任がある。その範囲は同じでないけれども、責任の重さは同じであると思ふ。そういう立場からいふと、あんばい

をあまり手前みそにやつて、人事権という筋を通して、ずつと末端まで政府に直結させることは、これは一方的な立場であつて、絶対に今の答弁では私たちは納得できない。そういうぐあひになつて参りますれば、公安委員会に対して、この警察庁長官が一つの指揮監督をする、こういうことに相なるわけでございますが、それをぜひ聞かなければならぬかという質問に対しては、絶対に聞かなければならぬという

こともないのだ、こういうような答弁でございます。聞かないとするならば、府県知事がこれを罷免するであらう、こういうことを言われましたが、実際にこの都道府県の公安委員会といふものは、それほど不安定なものであるかどうか。この公安委員の職務上の義務違反、あるいは委員たるに適しない非行、こういうものにそれが該当するかどうか。この前の答弁によりますと、この第四十一条の二項、これにはつきり該当するといふぐあひに答弁せられていふのでございまして、私たちとしては、それでは都道府県の公安委

員会というものの自主性は何ら認められていない、こういうぐあひになつて来ると思ふ。この点から言ひましても、先ほど申しましたように、治安の責任のある知事の立場を認めず、また都道府県の公安委員会の独立性、身分の保障というやうなものも非常に危険な状態に置かれてゐる。これはあまりに国家警察的な方向をとつてゐる姿である。私は言わざるを得ないので、そこでお尋ねいたしたいと思ふことは、都道府県の公安委員会が、警察庁長官の指揮監督を拒否した場合に、それは委員たるにふさわしくない非行あるいは職務上の義務違反と認めるといふこの条項に入るのかどうか、この点について御答弁をお願いしたい。

○齋藤(昇)政府委員 警察庁長官の適法なる指揮監督に故意に従わないという場合は、これは明らかに職務上の義務違反、かように考えます。

○西村(力)委員 公安委員会は三人の合議制でございまして、適法、不適法というやうな判断は、それは十分なし得る。なし得られないとするならば、おかしいものであると私は思ふ。また三人の者が心をそろえて故意にこれに反するといふやうなことにない。これを故意に反したと認めるならば、これはその命令を発するものの優越性から判断するものではないか、こういうぐあひにいわざるを得ない。そういう点から言ひまして、その故意に違反した、あるいは適法の何を否定した、こういうやうなことをだれが判断するかという点になります。この点についてひとつお尋ねをいたしたいと思ふ。

○齋藤(昇)政府委員 御所見のやうに、公安委員会は合議制でござい

ます。従ひまして故意に適法なる指揮監督を適法にあらずとして拒否するといふことは、私は事実上はあり得ないと思ひます。あつた場合にどうであるかという御質問でありますから、あつた場合には、これは知事が罷免すべき筋合ひであると申し上げておきます。そうしてその認定はだれがするかといひますと、知事が認定をするわけでございます。

○西村(力)委員 私たちは最悪の事態を予想しておるわけなんです。政府の指針系統を通つて来る、そういう立場から来るものは、命令を発するときは適法としても、それを受ける方から見れば、独立性を持つものから見れば、これはまことに一方的だ、かように受取る場合が非常に多いと思ふ。そういう点から、当然こゝは政府の方向に警察行政そのものの方向をねじ曲けて行くのだ、こういうぐあひに判断する場合が将来起ることだろうと思ふのですが、そういう判断をして拒否してこそ、ほんとうに公安委員会の立場が立つのでござい

ます。が、そういう場合において、これが適法の命に対する不遵奉といふか、非遵奉といふか、遵奉しない、こういうやうなぐあひに判断されるということとは、これはまことにうまくないことである、そういうやうなことのないやうなぐあひに十分にやはり保障して行く必要があると思ふわけなんです。その点についての何はどのくらいにいたしますか、こういうぐあひに都道府

府の警察本部長が警察庁長官の任命にかかる。そうしますと、今までも各県の国警隊長を中央に集めてい

る。従ひまして故意に適法なる指揮監督を適法にあらずとして拒否するといふことは、私は事実上はあり得ないと思ひます。あつた場合にどうであるかという御質問でありますから、あつた場合には、これは知事が罷免すべき筋合ひであると申し上げておきます。そうしてその認定はだれがするかといひますと、知事が認定をするわけでございます。

○西村(力)委員 私たちは最悪の事態を予想しておるわけなんです。政府の指針系統を通つて来る、そういう立場から来るものは、命令を発するときは適法としても、それを受ける方から見れば、独立性を持つものから見れば、これはまことに一方的だ、かように受取る場合が非常に多いと思ふ。そういう点から、当然こゝは政府の方向に警察行政そのものの方向をねじ曲けて行くのだ、こういうぐあひに判断する場合が将来起ることだろうと思ふのですが、そういう判断をして拒否してこそ、ほんとうに公安委員会の立場が立つのでござい

ます。が、そういう場合において、これが適法の命に対する不遵奉といふか、非遵奉といふか、遵奉しない、こういうやうなぐあひに判断されるということとは、これはまことにうまくないことである、そういうやうなことのないやうなぐあひに十分にやはり保障して行く必要があると思ふわけなんです。その点についての何はどのくらいにいたしますか、こういうぐあひに都道府

示をされておる。その例を拝見いたしました。今度の場合、長官と各県の本部長との関係は、今までのものと相当違ったものになつて来ると思ふ。やはりその立場、相対する二つの立場というものは全然違ったものになつて来る。前よりも長官の立場が弱くなるか、強くなるか、こういうところはどうか、強きうにお考えになりますか。

○齋藤(昇)政府委員 都道府県の警察本部長と長官の間には、今度全面的に公安委員会が入つて参りますから、その限りにおきましてはあるいは弱まつた、かように言えるかと存じます。しかし隊長会議というものは、隊長を集めて会議を開いたりすることは絶対ないといふお尋ねであるといはします。ならば、たとえば都道府県の知事会議に参集をしてもよろしい場合もあります。また都道府県の各部長が集まつて協議をしてもらふ場合もありますから、隊長を集めて協議をするという場合もございまいし。しかしその立場は、その上に都道府県の公安委員会があるといふことによりまして、今まで直接に接触をしておりましたのが間接になる、こういう御参り方は今度ではきて参ります。

○西村(力)委員 その点今までもよりも弱くなるようにも見えますが、実際にその首を抑えておる人と押えられておる人とが集まつて相対して、従前よりも弱くなるというようないいには私はちよつと理解されないものであります。今までの訓示の内容をずつと見まして、大分遠慮せられて、相手の隊長の立場や人格を尊重するといつて、たいへんつばな御訓示をなさつ

ていらつしやるようですが、今後ともつきつ立場に立つてその訓示が進められ、命令というやうなぐあいに行くのではないかと、こういうことをおそれるわけなんです。ずつと二十三年から二十八年までの訓示の内容を見てみますと、憲法を遵守しなければならぬといふか、さまざまのことが言われておるが、そのあと次第々々に警察本来の訓示形式になつて来つた。そういう変化を示しておるのですが、それ以上につくものになつて来るのではないかと思ふのです。そういうことにならぬといふ保障は一体どこにあるのであるか。単に都道府県の公安委員会が中間にあるからといひましても、それだけでは私は十分な保障であるとは思われない。その点ひとつ御答弁願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 やはり都道府県の公安委員会が都道府県の一番の管理責任者でありますから、従ひましてその都道府県の公安委員会を無視したやうな行動を中央の長官なり国家公安委員会がいちたしますならば、これは都道府県の公安委員会と中央との関係が将来ますます参りませんから、そういうことによりまして、自然にそういつた御心配は防げないと思ふのであります。

○伊瀬委員 議事進行について……。どうもお見かけしますところ、すでに八時過ぎました、皆さん眠たさうだし、職員も政府委員もお疲れのようです、改進黨もお疲れませんか。御質問もまだ大分残つておるようですから、今晩はこれで打切つて、明後日残余の質問を続行してもらふように議事進行を願ひます。

○中井委員長 改進黨からは、他に所用があつて出られないけれども、いなくとも逐条審議を進めてもらつても異議はないとの申出がございました。従ひまして改進黨のおられませんかにつきましては、御心配御無用と存じます。

○伊瀬委員 ひとつ今晩はこれで打切つて、残余は明後日やつていただくという議事進行について諸つていただき

○中井委員長 政府委員の諸君も決して困つてはおられないようでありますから、どうかお進めくださいませ。答弁の方は御座るに及びませんか、どうぞ御質疑を進めていただきたいと思ひます。但し、御質疑をなさることにつきましては、だん／＼名論卓説も承りました、また微に入り細に入り、なかなかよく御研究になつておることも承知をいたしました。しかし同じことをたび／＼お繰返しであります。これはお互ひにそういうことのないようにしていただきたら、答弁する方でもしやんとすることであると思ひます。あまり同じことが繰返されま

す。ついでにそれではないかと私はひそかに思つておりました。……「議事進行の動議はどうした」と呼ぶ者あり」

○西村(力)委員 たいだいまの私の質問を保留して、残余は明後日これを続行するといふ伊瀬委員の議事進行の動議に私は賛成をいたします。

○中井委員長 西村君に御相談いたしました、明日は日曜で休みにもなりませんし、今切りますと中途半端になりますので、西村君の御質疑だけでもお願い願つて、終つていただきたいと思います

います、いかがでしょうか。……「散会と呼び、その他発言する者あり」

○中井委員長 伊瀬さんにもう一度御相談をいたします。この進行につきましては、もとより委員長がついて定め

るべきものであります。……「中井委員長 西村君がせつ／＼こうして質疑御進行中ですから、西村君の御質疑だけをききよう終つて、そうしてあとはがらかに散会と、こういうことにいたしましたらどうかでしよう。そうして動議とかいうやうなことでむづかしくならず、ひとつきようはそういたしまし

よう。○北山委員 議事進行について。先ほどの委員長の御発言の中で、質疑がいろいろ重複しておるというやうなことがあつたので私は申し上げたいのですが、これは当委員会が十分な定足数をもち、相当多数の出席でもつて審議を進めておればその重複することは起らないのじやないかと思ふのです。ところが何しろ定足数が足りない、ごくわずかの数でもつて質疑をやつて

るのです。だからしてあとから参加して来た人は、前の人が、どういふ質問をしたかわからぬから、また同じことをやるという場合もあり得る。ですからして、これは従来のこの委員会の審議においてそういうやうなやり方をしう点があつたのじやないかと思ふのでありまして、これはわざ／＼各委員もことさらに重複させたのじやないと思ふのです。また同じ質問も、問題が重複であるからい／＼な角度からこれを追究したのであつて、そういう点で私どもは、今の委員長の御意見ではご

ざいですが、それを本日のこの審議を進めることについて、委員長の私見としてお話しさせていただきます。……「中井委員長 西村君の御質疑は、この際お進めいただき、そうして本日はお休みのことにいたしたいと思ひます。西村君、どうぞひとつお進めくださることをお願いいたします」

○西村(力)委員 私の質疑が終れば本日は解放して下さるという委員長の確約をいただきました。これから質疑を続行したいと思ひますが、議論卓説という、しんにゆの議論のやうなぐあいのことを委員長が言われますので、そろ／＼やめにしたいと思ひます。

どうも府県の警察という別荘に東京の旦那のかむすことではないが、そういう者が来ている、都道府県の公安委員会は別荘番だ、こういうやうなかつこに見えてしやうがない。建物を管理することにしてはいるけれども、中の主人は旦那のむすことであるから、ちよつと手も触れられない。しかしあまりうちの家財道具を持ち出して遊興にふけるなどという場合にあらうと、中央の旦那に済まないから罷免の勧告権を出そう、こういうやうな程度の都道府県公安委員会に見えてしやうがない。確

かに都道府県公安委員会はそういう形に置かれていと思えてしょうがないが、そういうことですか。一体前々から府県の警察に対しては、予算を通して相当意思を浸透することができ、コントロールができる、こういうことでございましたが、人件費の一部とか被服費とか、そのほかに出すものは補助金に見合う半額の二十五億、これくらいしかないとするならば、一体これで府県の議会がほんとうに予算を通して都道府県の警察に、自治体警察らしい一つの何というか、指導的な立場、こういうものがとれるだろうか、こういう点について私は非常に疑問を持つわけです。むしろ多くの支出をするという国家の立場が予算面においても優位をするのではないか、こういう懸念を持たざるを得ないわけなんではないですか。そういう点についてのひとつ見解を示していただきたいと思うのであります。

○齋藤(昇)政府委員 私京都府県が予算を持つことに相なりますれば、その一部は国庫の補助があつたり、あるいは国庫支弁がありまして、十分の勧告を、予算を通じて予算議会において行使できる、かように考えるのでございます。

○西村(力)委員 しかしそれは申しまして、それは答弁のための答弁以外に私には聞えないのでございます。しからは警察施設の施設とか、通信施設とか、そういうものの設置、維持、管理、そこまで国費で支弁するということになりますれば、この物件の所屬というものは一体どこになるのか、やはり県というぐあいになるわけですか。県というぐあいになれば、その物件を

維持、管理する人の責任は、だれに向つてとるべきかという点について、金は出してもらつて、しかもおれのものだ、だからおれのかつてだというぐあいには、警察庁長官はあまり許さないようになるのではないかと思われる。こういう点はいかが相なりますか、御答弁を願いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 現実これに管理いたします責任者は、都道府県の公安委員会、その命を受けた本部長、こういうことに相なります。

○西村(力)委員 その施設は県の所有物、こうなるとするならば、公安委員会は県に対してその管理の責任をとるだけでよろしいかどうか。それに対して警察庁長官、あるいは金を出す政府は、そういうものに対する口出しというか、にらみというか、報告の要求とか、そういう点について何ら関知しない、こういうことに相なりますかどうか、金は全部出しておいて、あとはまかせ切りというぐあいに、あつさり行き得ますかどうかという点を伺いたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 国費支弁のものにつきましては、管理の責任はやはり国に対しても負うわけでありまして、従つて国の会計検査院も検査に参ります。

○西村(力)委員 あという／＼ございませうけれども、以上をもつて私の第四章に対する質疑を終りにいたしたいと思ひます。

○中井委員長 それでは本日はこの程度で散会をいたします。

午後八時三十一分散会

昭和二十九年五月十五日印刷

昭和二十九年五月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局